

令和4年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第19号）						
招集年月日	令和4年12月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和4年12月9日 午前10時00分			副議長	森岡 勉
	散会	令和4年12月9日 午後3時49分			副議長	森岡 勉
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 13名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	小谷 節雄	○	8	山口 和幸	○
	2	岩本 恭典	○	9	永井 英治	○
	3	難波 文美	○	10	皆越 てる子	○
	4	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	5	橋本 誠	○	12	溝口 峰男	○
	6	小出 高明	○	13	森岡 勉	○
	7	豊永 喜一	○	14	徳永 正道	△
議事録署名議員	2番 岩本 恭典 3番 難波 文美					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 丸山 修一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹 一範	○	教育長	米良 隆夫	○
	デジタル政策 審議監	中野 裕登	○	教育課長	山口 宏子	○
	総務課長	山内 悟	○	高齢福祉 課長	林 敬一	○
	会計 管理者	土肥 克也	○	健康推進 課長	大藪 哲夫	○
	企画政策 課長	荒川 誠一	○	農林振興 課長	万江 幸一朗	○
	財政課長	田中 伸明	○	商工観光 課長	深水 昌彦	○
	税務課長	池上 聖吾	○	建設課長	酒井 裕次	○
	町民課長	山口 和久	○	上下水道 課長補佐	鬼塚 拓夫	○
	生活福祉 課長	蓑田 輝幸	○	農業委員会 事務局長	高田 真之	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第19号）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第45号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 2 | 議案第46号 | あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第47号 | あさぎり町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第51号 | あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第52号 | あさぎり町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について |
| 日程第10 | 議案第54号 | 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第11 | 議案第55号 | 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第12 | 議案第56号 | 令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第6号）について |
| 日程第13 | 議案第57号 | 令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程第14 | 議案第58号 | 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第59号 | 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第17 | 発議第 8号 | 監査請求に関する決議案について |
| 日程第18 | | 議会活性化調査特別委員会の報告について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第45号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 2 | 議案第46号 | あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第47号 | あさぎり町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第49号 | あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第50号 | あさぎり町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の |

制定について

- 日程第 7 議案第 51 号 あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 52 号 あさぎり町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 53 号 令和4年度あさぎり町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第10 議案第 54 号 令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第 55 号 令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第 56 号 令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算（第6号）について
- 日程第13 議案第 57 号 令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第 58 号 令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第 59 号 令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 発議第 8号 監査請求に関する決議案について
- 日程第18 議会活性化調査特別委員会の報告について

午前10時00分 開 会

- 議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。おはようございます。着席ください。
- ◎副議長（森岡 勉君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。
- ◎副議長（森岡 勉君） ここで生活福祉課長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。蓑田生活福祉課長。
- 生活福祉課長（蓑田 輝幸君） おはようございます。12月6日の1番小谷議員の質問の中で、私たちの説明において、県からの指導というような説明をした記憶はございません。県との協議の中で助言していただいたという内容の発言をしておりましたが、9月27日の全員協議会において、助言と言うべきところを御指導と言い間違えて発言をしておりました。すみませんでした。12月6日のこの部分の発言につきましては、県からの指導は受けておりません。助言をいただいたと訂正をさせていただきます。以上です。

日程第1 議案第45号

- ◎副議長（森岡 勉君） 日程第1、議案第45号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。提案の説明、理由の説明を求めます。町長。
- 町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第45号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があり、提案するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。それでは議案第45号につきまして御説明申し上げます。2ページの規約変更理由書を願います。熊本市町村総合事務組合の構成団体であります菊池環境保全組合が令和5年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本市町村総合事務組合から脱退するものでございます。菊池環境保全組合は、菊池広域連合に統合されるものです。次の3ページの新旧対照表を願います。左側の変更後におきまして菊池環境保全組合を削除するものでございます。1ページを願います。附則でございます。この規約は令和5年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第46号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第2、議案第46号、あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。提案の理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第46号、あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について提案いたします。提案理由を申し上げます。公職選挙法の一部改正に伴い選挙費用の公費負担に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは、議案第46号につきまして御説明申し上げます。今回の条例制定につきましては公職選挙法の一部改正に伴いまして、選挙費用の公費負担に関しまして必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。この公費負担制度は資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を保てるよう、候補者と契約業者との間で交わされた選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の各有償契約につきまして、条例で定める限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者などに直接その費用を支払う制度となります。2ページを願います。第1条趣旨です。この条例は公職選挙法の規定に基づき、あさぎり町議会議員及びあさぎり町長の選挙における選挙運動用自動車、ビラ、ポスターの公費負担に関し必要な事項を定めるもの、定めるものとし

ています。第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、6万4,500円に各候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、無料で使用できるとしています。第3条では、選挙運動用自動車の使用の契約締結について選挙管理委員会への届出について定めています。第4条と第5条では選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続、使用契約の指定について定めています。第6条からは選挙運動用ビラの作成の公費負担について定めています。4ページをお願いいたします。第7条では選挙管理委員会の届出、第8条では公費負担額及び支払い手続について定めております。第9条からは選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めています。第10条では選挙管理委員会への届出、第11条では公費負担額及び支払い手続について定めております。5ページをお願いいたします。第12条では委員会の委員、委任を定めております。最後に附則としまして施行期日は公布の日から施行するとしております。適用区分としましてこの条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとしています。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。この件につきましては、これまでも何度か全協等で説明を受けておりますが、二、三点確認をさせていただきます。まずこれが、この条例が施行された場合に具体的な手続の話になりますが、各候補者がこれ申請主義だというふうに理解しておりますが、どの時点で申請をするようになるのか。要するに立候補手続、届出と同時とか、あるいは投開票後なのか、そういったことを含めての、いつということでございます。もう1点。この財源は一般財源というふうに説明を受けておりますが、一般財源と申しましても俗に言う交付税措置等がどのような形になっておるのかですね。その2点をまずお尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。これにつきましては自動車とビラポスターの契約、有償契約を締結するというふうになっております。届出先は選挙管理委員会でございます。届出の記述でございますが、契約が立候補届出の前の場合は、立候補届の時に届出をしていただく。それから、契約が立候補届出後の場合につきましては、契約後直ちに届出をしていただくというふうにしております。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。財源という御質問でございましたが、まず町議会議員選挙それから町長選挙に要する経費につきましては、普通交付税の中に算定されております。基準財政需要額の包括算定経費の中に含まれておまして、その算定方法としましては、人口に補正係数を掛けまして、それに単位費用、いわゆる単価を掛けて算定されておりますが、お尋ねのこの公費負担分につきましては、別途加算されて交付されるものではないということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今の2点目の財源の問題でございますが、今の御説明を理解という

か、私の理解はこの条例が施行される。具体的には選挙を行われたときにこういった支援というか選挙費用の給付を交付を町がするしないに関わらず、交付税の算定額には影響はないというふうに理解いたしました。それで間違いないでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。今、小谷議員の申されたとおりこの公費負担の有無にかかわらず交付税措置額には影響はないということでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。6番、小出議員。

○議員（6番 小出 高明君） はい。6番小出です。町長議員選挙選挙費の公費負担、条例の制定に対して反対の意見を言わせていただきます。郡内においては未制定はあさぎり町だけですが、県下において8市町村もあり、第1に考えることは私たちは毎月報酬をもらっているわけで、この選挙費については全て自費で行うべきということで、この選挙費の公費負担の条例の制定については反対とさせていただきます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに討論ありませんか。5番、橋本議員。

○議員（5番 橋本 誠君） 私は賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。公職選挙法が改正になり、今後ですね担い手、議員の担い手不足がありまして、なかなか少なくなってきました。そのためにはですね、やっぱり公費を負担してでもですね、議員になりたい人を育てる意味でやっていただければと思いますんで、私は賛成したいと思います。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 次は反対の討論ございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 反対の立場から討論いたします。選挙に立候補した人の選挙費用の負担を減らし、誰でも立候補しやすいようにしようというこの制度についてはですね本当に賛同するところではありますけども、その選挙費用が町からの公費として負担されるということについては町の財政事情にですね、少なからず新たな影響を及ぼすということはやはり避けたほうが良いという考えからこの議案には反対をいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 賛成の討論はございませんか。反対の討論はございませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。私は反対の立場で討論させていただきます。今、2名の反対討論もございました。財政的な問題。先ほど質疑の中で確認いたしましたが、これは交付税とは直接的にはその額には関係しないということは、これを実施することはイコールその費用は全て、俗に言う町の持ち出し、交付税関係なくに影響するものであります。ということは、今、反対討論がございましたとおり、財政に影響があるということ。先ほど総務課長の御説明の中で、資産等の大小に関係なく履行しやすくというようなこと。それは一理ございますが、逆に言うとこれは申請主義でございますので、資産の一つの例としてございますが、資産のある方はこれを申請しないということで、有権者にアピールすることができる。ある意味パフォーマンスも可能である。これはまた有権者どう理解されるかはまたそれぞれありますが、そういったことに

も使えるというような、そういう仕組みになっているというには私は理解しております。ということで総合的にですね、このメリット、デメリットを考えたときに、財政、町の財政負担が大きくなることも含めて、このことによって今のあさぎり町の実態として、立候補がしやすくなるとかあるいは選挙制度が明るい選挙につながるとか、そういうふうな制度であるというふうには、私は理解出来ません。ということでそういった理由によりまして、議案につきましては反対とさせていただきます。

◎副議長（森岡 勉君） 賛成の討論はございませんか。3番、難波議員。

○議員（3番 難波 文美さん） 2番、難波です。私は賛成の意見を持っております。といいますのは、資産の多少にかかわらずですね、立候補や選挙運動の機会均等を図ることが目的でこの制度が出た、制定されてるわけですね。で近隣自治体、ほかの政策に関しては近隣自治体の動向を見ながらというようなことが議会では頻繁に言われております。しかし、私たちの生活をですね1番支える政治。町政の議員の選挙に関してはですね、近隣自治体のは、状況は見ない。そのような考え方はちょっと違うんじゃないかなと私思いますし、日本の選挙制度自体がですね、外国と全く違います。外国では選挙カーも走りませんし、ポスターもありません。そういうことを考えましても、これから未来志向のですね、選挙というのは、国としても考えていくことでもあります。で、熊本県内でまだ8自治体は未制定ということなんですが、たった8自治体なんですよ。で、先ほどのこれまでの議員の発言もありましたけれども、資産がたくさんある方は自費で選挙をすることができる。しかしこの制定は、一定の金額、限度額というものが制定してありますので、その中で若い人たち、これから希望を持ってこの町をよくしていこうという気持ちで立候補をしたいと。しかし、資産的に問題があり中々思い切って手を上げられない、そういう人たちも多くいるのではないかと私は思いますので、この制定には賛成をいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 反対の討論はございませんか。次に賛成の討論の方ありますか。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これで議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立少数です。したがって、議案第46号は否決されました。

日程第3 議案第47号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第3、議案第47号、あさぎり町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第47号、あさぎり町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは議案第47号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては地方公務員法の一部改正に伴い定年年齢が令和13年4月に65歳となることから、関係する条例を改正するものでございます。新旧対照表により説明申し上げます14ページをお願いいたします。あさぎり町職員の定年等に関する条例、第1条は条例に委任する旨を定めています規定を追加改正するものでございます。その下、第3条は定年年齢の引上げにより定年の年、定年を65歳とするものでございます。次の第4条は、定年退職の特例に関する規定です。新たな改正としまして第4条第1項ただし書としまして、管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定を追加するものでございます。次に16ページをお願いいたします。管理監督職勤務上限年齢制の第6条につきまして管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定める規定でございます。第1項第1号で課長級、次の第2号で課長補佐級を管理職等を定めております。次17ページをお願いいたします。第7条では役職定年が適用される年齢を定める規定でございます。国家公務員との均衡の観点から原則60歳と定めています。次の第8条は、役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を定める規定でございます。次18ページをお願いいたします。第9条は管理監督職勤務上限年齢による後任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定でございます。特例での任用は3年を超えることが出来ないと規定しています。19ページをお願いいたします。第10条は異動期間の延長に係る職員の同意の規定でございます。異動期間を延長する場合にはあらかじめ職員の同意を得なければならないと規定しています。次の第11条は異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定でございます。次の第12条は定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定でございます。定年前再任用短時間勤務制は60歳に達した日以後定年前に退職したものを短時間勤務職に採用することができる制度となります。定年前再任用短時間勤務職員の任期は、定年前再任用の日から定年退職日相当日までとなります。20ページをお願いいたします。第13条は組合を構成する地方公共団体と一部事務組合との定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定でございます。次の附則第2項は、現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置でございます。2年に1歳ずつ引上げていくこととしています。第3項は情報提供意思確認制度に関する規定でございます。職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に60歳に達する日以後に適用される任用、給与、退職手当の制度等に係る情報の提供。また60歳の誕生日以後の勤務の意思等を確認するように努めることを規定しております。7ページをお願いします。附則でございます。第1条この条例は、令和5年4月1日から施行します。第2条は、勤務延長に関する経過措置でございます。8ページをお願いいたします。8ページから11ページの第3条から第6条までの規定は、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。11ページをお願いいたします。11ページの第7条から12ページの第8条は、条例で定める職及び条例で定める年齢を定める規定でございます。第9条は条例で定めるもの及び条例で定める職員を規定を定める規定でございます。13ページをお願いいたします。第10条は定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。第11条は改正附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢を定める規定でございます。令和5年度に60歳に達する職員に対して、改正附則第2条第3項の規定に基づき令和4年度に情報提供、意思確認を行う必要があります。改正法第2条第3項の規定は改正法の公布の日から施

行されており、附則第11条は条例で定める年齢を60歳と規定しています。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） はい。定年の延長ですよね。期限を切つての延長がなされるわけですが、そこでお伺いします。今年も職員採用においては、8名ほどが計画されておるようです。今後ですね、あわせてデジタル化が進んでいくということになった時にやはりこの定年延長も含めてですけどもやっぱり定員管理、採用計画というのはやはり見直しをしていかなければならないんじゃないのかなというふうに私は思ってるんです。今も正職員は180人ほどですが、ほかに合わせると相当数の職員さんがおられます。こういったこともやはりデジタル化が進んでいくということになれば、その辺も見直していかにかいかなと思ってるんですけども、今後は総務課長、どのような定員管理を今考えておられるんですか。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） はい。現在の定員管理計画では181ということで、この計画は令和3年から令和5年度までの数字は181ということにしております。定員の条例でいう定員としましては220名ということになっておりますが、定員管理計画で181名ということでございます。これから、この定年延長を今から始まるとすれば、採用については定年の退職が2年に1回ということで各年ごとに定年される人は基本的にはいなくなる。ただし希望退職される方もございます。ただ定年の延長がされますので2年にごとに伸びていくということでございます。ただ定員管理計画についてはですね今の業務状況を鑑みまして、これをそのまま減らすということにはちょっとまだつながっていかない。いろんな業務の状況の流れを見ながらですね採用は当然していくべきというふうには考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 12番、溝口議員。

○議員（12番 溝口 峰男君） デジタル審議監おいでですけども、この定員管理とデジタル化の推進とはどのようにつなげていこうというお考えがございますですか。やはりいろんな機器業務、人件費の抑制を図る。やっぱり人員の不足というものもあって、いろいろと機械化を進めたりデジタル化を進めたり。やはり変化を企業等もしていったるわけですね。やはりやはり町も行政もその辺りはしっかり捉えたところでの推進をしていくべきではないのかなというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 中野デジタル政策審議監。

●デジタル政策審議監（中野 裕登君） はい。お答えいたします。デジタル化の進展によって職員の業務負担が減るということは今後起こりうる事だとは認識しておりますけれども、現時点においてもですね役場職員に関しましては、超過勤務を常態的に行っている職員がいたりですね、なかなか負担が大きいところだと承知しておりますのでそういったところの負担をまずは減らしていった、そういったその後の定員管理にどうつなげるかというところは、実際の業務状況を見ながら判断していくべきものだと考えております。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第4、議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第48号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の規定整備を行う必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第48号につきまして御説明いたします。今回の改正につきましては、議案第47号のあさぎり町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴いまして、関係する条例の規定を整備するものでございます。新旧対照表により説明申し上げます。12ページをお願いいたします。あさぎり町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条を第2項、第5号及び第10条第1項第5号について、あさぎり町職員の定年等に関する条例第9条各項の規定に伴い改正を行うものでございます。次に14ページをお願いいたします。あさぎり町人事行政の運営等の情報状況の公表に関する条例、第3条中の引用か所を改める改正を行うものでございます。次に15ページをお願いいたします。あさぎり町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第1条及び附則について、給料月額7割措置を条例による恒久事由として位置づけるため、当該規定を追加する改正を行うものでございます。次に16ページをお願いいたします。あさぎり町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例第3条について、今回の改正に伴い減給期間の改正を行うものでございます。次に17ページをお願いいたします。あさぎり町職員の勤務時間、休暇等に関する条例。ここでは今回の制度改正に伴い再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める改正を行うものでございます。次に20ページをお願いいたします。あさぎり町職員の育児休業等に関する条例。ここでは今回の定年等に関する条例の改正に伴い、関係する規定を改める改正を行うものでございます。次に22ページをお願いいたします。あさぎり町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例。ここでは第1条について改正前の規定を引用して短時間勤務の職員の要望を定義しているか所につきまして、改正を行うものでございます。次に23ページをお願いいたします。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例。第3条を第4項では定年前再任用短時間勤務職員の給与、60歳以降の職員の給与等に係る改正を行うもので

ございます。第5項では令和5年4月1日で再任用制度を廃止し、定年前再任用制度を導入するため、給料月額を規定するものがございます。24ページをお願いします。第14条から31ページの第29条につきましては、実質的な改正と合わせた規定の整理及び定年前再任用短時間勤務制の導入により再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるものがございます。32ページをお願いいたします。あさぎり町職員、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の附則でございます。附則第9項から34ページの第16項までにおいては、給料月額7割措置に関する規定を追加しています。給料月額7割措置は、60歳に達した日以後における最初の4月1日から適用されます。34ページをお願いいたします。別表第1、第3条関係については、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い職員の区分の項中、号俸を号級に俸給月額を号級月額に、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換えるものがございます。43ページをお願いいたします。あさぎり町職員の特殊勤務手当に関する条例。ここでは第5条について、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正を行うものがございます。44ページをお願いします。あさぎり町職員等の旅費に関する条例。ここでは第1条について定年前再任用短時間勤務制の導入に伴いまして、改正前の規定を引用して短時間勤務の職の用語を定義しているか所について改正を行うものがございます。45ページをお願いいたします。あさぎり町職員の再任用に関する条例でございますが今回の制度改正に伴いまして、再任用制度につきましては一定の経過措置を残した上で令和5年4月1日をもって廃止されますのでこの条例については、廃止するものがございます。8ページをお願いいたします。下のほう附則でございます。第1条、この条例は令和5年4月1日から施行します。次の第2条では定義。9ページから11ページまでの第3条、第4条につきましては、暫定再任用職員の経過措置について規定しているものがございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第5、議案第49号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第49号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例及びあさぎり町一般職

の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。令和4年8月8日に出された人事院勧告及び同年10月11日に出された熊本県人事委員会勧告に鑑み、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） 議案第49号につきまして御説明いたします。今回の給与改定につきましては、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告と同様の改定を行うため、関係条例を一括して改正するものでございます。まず大きなものとしまして一般職の期末勤勉手当につきまして、年間支給月数の引上げを行うこととしております。現行の年間4.30月分を4.40月分としまして、0.10月分を増するものでございます。この増につきましては、勤勉手当に配分することとしています。次に一般職給料表について改めるものでございます。代表的なものとしましては、大卒、大卒程度初任給を3,000円、高卒程度初任給を4,000円引き上げることとしております。よって20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職、在職する号給につきまして平均0.3%の改定を行うものでございます。8ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容はまず、第1条関係であさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第29条第2項第1号について勤勉手当の支給割合を6月に支給する場合には、を加え、また12月に支給する場合には100分の105を加えるものでございます。次に第2号で再任用職員の規定の適用について6月に支給する場合には、を加え、12月に支給する場合には100分の50を加えるものでございます。次に8ページの下から13ページにかけて、第3条で定めております別表を第1、一般職給料表について改めるものでございます。次に14ページをお願いいたします。第2条関係であさぎり町一般職の職員の給与に関する条例第29条第2項第1号について、勤勉手当の支給割合を6月に支給する場合には100分の95を12月に支給する場合には100分の105を100分の100に改め、次に第2号で再任用職員の規定の適用について、6月に支給する場合には100分の45を12月に支給する場合には100分の50を100分の47.5に改めるものでございます。次に15ページをお願いいたします。第3条関係であさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項について給料月額37万5,000円を37万6,000円に改め、第5条第2項で100分の162.5を、6月に支給する場合には100分の162.5を12月に支給する場合には100分の167.5に改めるものでございます。17ページをお願いいたします。第4条関係であさぎり町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項で、6月に支給する場合には100分の162.5を12月に支給する場合には100分の167.5を100分の165に改めるものでございます。6ページをお願いいたします。附則でございます。第1条この条例は公布の日から施行する。ただし第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。次に第2項で第1条の規定による改正後のあさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後のあさぎり町一般職の任期つき任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。第2条では給与のうち払い、第3条では規則への委任を定めるものでございます。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第6、議案第50号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する条例を、基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第50号、あさぎり町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。それでは議案第50号につきまして、説明をさせていただきます。この条例の一部改正につきましては上位法令の改正に伴い行うものでございますが、特定地域型保育事業において義務づけられている証明書の交付を認定こども園等においては不要とするものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。現行の第57条最下段にあります、とする、とある部分の上部の空白から上に4行、3行目にあります交付し、とある部分を交付しなければならない。その下2段目の通知し、とある部分を、通知しなければならない。ただし、当該特定子ども子育て支援が特定子ども子育て支援施設等である認定こども園幼稚園もしくは、特別支援学校または第法第7条第10項第5号に挙げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども子育て支援提供証明書を交付することを要しないと、改正するものでございます。2ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第50号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第7、議案第51号、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第51号、あさぎり町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。熊本県後期高齢者医療広域連携後期高齢者医療に関する条例の一部改正により、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 大藪健康推進課長。

●健康推進課長(大藪 哲夫君) はい。それでは議案第51号につきまして、御説明いたします。今回の改正は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。3ページをお願いいたします。新旧対照表により説明いたします。第2条第8号で現行、左側の広域連合条例附則第5条が第3条に繰上げられましたので、右側改正後案の広域連合条例附則第3条に改正するものです。2ページをお願いいたします。附則ですが、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎副議長(森岡 勉君) 会議の途中でございますけどここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第52号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第8、議案第52号、あさぎり町特定公共賃貸住宅管理条例を、の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第52号、あさぎり町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 議案第52号について説明いたします。今回の改正の要点としましては、近年の家族の多様化を踏まえて、里親制度における里子等を親族に相当すると考えられるものも要件を満たすこととするために、入居者資格において同居親族に準ずる者と同居する者も入居することができるものとするものです。3ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明いたします。第2条の用語の定義につきまして、第5号に同居親族等を追加し、改正されました省令の規定を引用することとしまして、第6条の入居者の資格等におきまして、第1号で現行では、現に同居または同居しようとする親族があるものとしているものを、同居親族等があるものに改めまして、親族に準ずるものも要件を満たすようにするものです。第3号、第4号につきましても、関連がありますので、同居親族等に改めるものです。次の4ページをお願いいたします。第9条と第28条につきましても関連がありますので、同様に改正するものです。2ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから、議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第52号は、原案のとおり、可決されました。

日程第9 議案第53号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第9、議案第53号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第9号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第53号、令和4年度あさぎり町一般会計補正予算括弧第9号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の一般会計補正予算括弧第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億5,241万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,000万4,800円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。それでは、議案第53号について御説明いたします。まず2ページの続きを読み上げます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条継続費の変更は、第2表継続費補正による。第3条地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、第3表繰越し明許費による。第4条債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為補正による。第5条地方債の変更は、第5表地方債補正による。6ページをお願いいたします。第2表継続費補正です。あさぎり中学校長寿命化改修事業につきまして、継続費の変更をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第3表繰越し明許費です。記載しております6つの事業につきまして翌年度への繰越しをお願いするものです。番号1番と番号2番は、財政課所管分となりますので御説明をさせていただきます。まず番号1番の財務会計システム改修事業ですが、令和5年10月から開始されますインボイス制度に対応するためシステムを改修するものです。改修スケジュールによりまして、本年度末までの完了が見込めないことから翌年度に繰り越すものでございます。次の旧庁舎等除却事業は、旧上庁舎の解体設計、それから旧岡原庁舎及び旧岡原給食センターの解体工事費になりますが、こちらも年度内での完了が見込めないことから翌年度への繰越しを行うものです。次の3番以降につきましてはそれぞれ担当課より御説明いたします。次のページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正です。今回57件につきまして計上しておりますが、主に新年度4月1日からの業務開始に伴い、本年度中に契約等の準備行為を行う必要があることから債務負担行為の設定をお願いするものです。内容につきましてはそれぞれ担当課より御説明いたします。まず財政課所管分といたしまして番号2番、7番、8番の3業務でございます。番号2番の固定資産台帳システム保守業務、それから番号7番の公共施設マネジメントシステム保守業務は、財政課が所管する電算システムの保守業務となります。また番号8番の旧庁舎等自家用電気工作物保安管理業務は、旧上庁舎及び旧須恵中学校に設置してあります電気工作物の保安管理業務となります。なお期間限度額につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。次13ページをお願いいたします。第5表地方債補正です。起債の3つの事業につきまして、起債限度額の変更をお願いするものです。詳細につきましては、担当課より御説明いたします。次16ページをお願いいたします。歳入です。財政課所管分としましてまず1枠目の

目1 地方交付税ですが、今回の補正の財源調整により、普通交付税を追加するものです。次18ページをお願いいたします。2 枠目の目6 公共施設整備基金繰入金は、今回の補正に計上しております旧上庁舎及び旧岡原庁舎等の除却事業の財源として、起債の充当残分について繰り入れるものです。次に最下段の枠の目1 総務債節2 総務施設除却事業債ですが、同じく旧庁舎等の除却事業の財源として合併特例債を充てるものです。次20ページをお願いいたします。歳出です。2 枠目の目4 財政管理費節12 委託料の電算システム委託料ですが、令和5年10月1日から開始されますインボイス制度に対応するため、財務会計システムを改修するものです。次のページをお願いいたします。1 番上の目6 財産管理費節10 需用費の電気料138万8,000円のうち52万8,000円を旧上庁舎の電気料金の契約更新に伴う増額分として計上しております。次の節12 委託料では、旧上庁舎の解体に伴う設計業務委託料をその下の工事請負費では、旧岡原庁舎及び旧岡原給食センターの解体工事費を計上しております。次34ページをお願いいたします。最下段の枠の目1元金ですが、起債管理システムの償還データに一部相違がございまして、本年度予算の超過分を減額するものです。また次の目2 利子につきましても、同様の減額と財政融資資金の利率見直しによりその減額分を合わせて減額、計上するものです。以上で、財政課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山内総務課長。

●総務課長（山内 悟君） それでは総務課所管分の説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。第3表繰越し明許費でございます。3行目の番号3、選挙費の県議会議員一般選挙につきましては、令和5年統一地方選挙として、選挙の期日を令和5年の4月の9日とする、地方公共団体の議会議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が、国会で可決成立したところでございます。このことから、県議会議員一般選挙の告示日は3月31日となりまして、選挙期間は年度をまたぐこととなります。よって今回補正する県議会議員一般選挙に係る費用のうちポスター掲示場設置委託料については年度内での完了が出来ないため、翌年度に繰り越すものでございます。また4行目の番号4、町長選挙につきましては、選挙技術等の臨時特例に関する法律により選挙の期日は4月の23日とされたところでございますが、県議選挙と町長選挙の間隔が短いため県議会議員一般選挙のポスター掲示場を併用することとして、設置委託料を今回補正することから、当該委託料につきましても年度内の完了が出来ないため、翌年度に繰り越すものでございます。次に8ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正でございます。まず議会事務局所管分としまして番号1、議会会議のライブ及び記録映像を配信するシステムの保守管理業務委託。総務課所管分としまして番号3は本庁舎の自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を常時確保するために電気保安法人に委託するものでございます。また番号5と番号6は、管理する施設の警備業務に関するものでございます。また11ページの番号を38は、防災避難関係の備品を保管する倉庫の賃借でございます。いずれも令和5年度初日から実施する必要があり、前年度中に契約等の準備行為を行うため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。なお番号5の本庁舎、岡原支所警備業務に関しましては5年間の業務を委託するものであります。番号4の庁舎用複合機賃借につきましては、福祉センター二階で使用しています印刷コピー複合機の更新によりまして5年間の賃借料を計上するものでございます。次に17ページをお願いいたします。歳入でございます。2 枠目の目1 総務費県補助金節1 総務管理費補助金の権限移譲事務交付金は令和4年度分

の交付額が確定したことによりまして、交付額に合わせて増額補正するものでございます。最下段の枠で目1、総務費県委託金は令和5年4月9日執行の県議会議員一般選挙に係る委託金であり本年度の執行経費に充てるため概算額が交付されるものでございます。次に歳出を説明いたします。20ページをお願いいたします。まず今回の補正では職員の給与費を給与改定並びに諸手当の支給要件の異動による変更など支給実績と今後の支給見込みにより補正を行うものでございます。このことから、人件費を計上する全ての科目において所要額を補正するものであり、各科目での説明は省略させていただきます。後ほど各所管課において説明する報酬や時間外勤務手当、会計年度任用職員の人件費とあわせ今回の補正の総額の補正後、補正前の額は36ページからの給与費明細に示すものでございます。また給与費を計上する特別会計におきましても同様の取扱いとさせていただきます。それでは総務課所管分を説明いたします。20ページ2枠目の2段目、目2文書管理費の節10需用費につきましては、旧町村処理保管用のイージーキャビネット購入費用を増額補正するものでございます。次に21ページをお願いいたします。目6財産管理費の節10需用費は、福祉センターの水道下水道使用料及び本庁舎と福祉センターの電気料を138万8,000円のうち86万円につきまして、実績と使用見込みにより、不足見込額を増額補正するものでございます。次に23ページをお願いいたします。2枠目の目4県議会議員一般選挙費には、令和5年4月9日執行の選挙において本年度に必要な選挙管理委員報酬、印刷製本費、郵送料、ポスター掲示場設置委託料などの経費を計上するものでございます。なお特定財源として県からの選挙委託金を充てるものでございます。その下、目5町長選挙費には令和5年4月23日執行の選挙において、本年度に必要なポスター掲示場を設置委託料を計上するものでございます。次に給与費明細を説明申し上げます。36ページをお願いいたします。まず特別職におきましては主なものとしましてはその他の特別職として、新型コロナワクチン接種事業費の医師報酬等を減額補正しております。このことから総額は各表の比較の欄に示しており、また補正後補正前の額は各欄のとおりでございます。次に一般職の給与費について説明いたします。次の37ページをお願いいたします。一般職におきましては、給与改定並びに給与支給要件の変更による補正を行っており、関連する所管課で所要額を補正するものでございます。今回の補正の総額は各表の比較の欄に示すとおりであり、職員手当の内訳は、下表のとおりでございます。次に38ページをお願いいたします。会計年度任用職員におきましては所要見込額により補正をしております。次に39ページをお願いいたします。ここでは今回の補正の増減額の明細を事由別に示すものであり給料においては給与改定に伴う増減分、職員手当においては制度改正に伴う増減分の欄に今回の給与改定に伴う補正額、その他の増減分の欄には支給要件の変更や時間外手当の補正額を示すものでございます。以上で総務課所管分について説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） それでは企画政策課所管分について説明いたします。8ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正です。番号9から、次のページをお願いいたします。番号12までと番号14につきましては、職員が業務で使用しております情報端末システム、プリンター専用回線の利用料及び保守管理費用になります。年間を通し利用するもので、4月1日から利用する必要があるため債務負担行為を行うものです。番号13は、熊本県電子自治体共同運営協議会にて決められましたセキュリティーク

ラウド運用費用で、4月1日から運用開始のため債務負担行為を行うものです。番号15は、地域情報通信基盤整備保守に係るもので、光ファイバー設備、地デジ再送信設備、IP告知システム分で、年間を通し安定的なサービスの提供を行うため、債務負担行為を行うものです。番号16から21までは、ふるさと納税に係る特産品発送業務、システム保守業務や申込み業務、受付業務について安定的な役務の提供を確保するため、債務負担行為を行うものです。16ページをお願いいたします。歳入です。最下段の枠で目1総務費国庫補助金、節4地方創生臨時交付金ですが、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の重点支援分としまして、6,561万4,000円の追加交付を受けましたので、各所管課の7事業に充当するものです。その下、節8デジタル基盤改革支援補助金ですが、地方公共団体の情報システムの標準化、共通化に向け、情報端末に指定されましたフォントを導入することで、人名など文字化けしないよう正確に表記させるため、改修支援補助金となります。17ページをお願いいたします。上の枠、目1総務費県負担金、節2地域情報通信基盤整備推進事業費負担金は、県道人吉水上線の交通安全対策工事及び県道多良木相良線の道路改良工事に伴います光ファイバーケーブル移設工事に係る負担金を受け入れるものです。18ページをお願いいたします。上の枠で目1指定寄附金、節1指定寄附金ですが、10月末の時点で1億9,294万5,000円の寄附をいただいております。前年度の同月合計額と比較しまして、約2.3倍の伸びを示しており、この伸びでいきますと1月末の時点で、現在の予算を上回る見込みとなりますので、新たに1億5,000万を追加するものです。20ページをお願いいたします。次に、歳出です。二つ目の枠の中ほど、目3文書広報費では、ウェブサーバーの乾式のホームページ上の機密情報漏えいを防ぐための機能及びサーバーの負荷を分散する機能を構築するための費用になります。21ページをお願いいたします。中ほどの目8電子計算費、説明の一つ目は各支所と避難場5か所、計9か所に無線LANを整備いたしますので、機器の設置及び利用サービスに必要な費用になります。その下になりますが、申請管理システムの使用料でマイナポータルと自治体の基幹システムをオンライン接続いたしますので、その経費を計上しております。目14基金費は、歳入で説明いたしました寄附額を積み立てるものです。目15地域情報通信基盤整備推進事業費ですが、歳入で説明いたしました県道2路線の道路改良工事に伴います光ファイバーケーブル移設費用になります。目17ふるさと寄附対策費、節7報償費は、お礼品及び発送時の経費になります。その下、節12委託料ですが返礼品の発送業務及び証明書発行代行業務に必要な経費になります。22ページをお願いいたします。上の枠で、1番下の欄目23生活応援給付金給付事業費は、歳入で説明いたしました地方創生臨時交付金を受入れますので、財源更正を行うものです。以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 池上税務課長。

●税務課長（池上 聖吾君） はい。それでは税務課所管分の説明をいたします。9ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正になります。22番地方税電子申告支援サービス使用料は、申告書等のデータを電子データのままe-Taxに送信するe-Tax連携サービスや令和5年度から軽自動車税や固定資産税などの税目が拡大される地方税共通納税サービス使用料などになります。期間、限度額は記載のとおりでございます。22ページをお願いいたします。歳出になります。2枠目の目1税務総務費、節1報酬は、育児休業代替職員の報酬になります。節4共済費は、育児休業代替職員の社会保険料と共済組合負担金にな

ります。節8旅費の費用弁償は、育児休業代替職員の通勤手当になります。税務課所管分の説明は以上で終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口町民課長。

●町民課長（山口 和久君） はい。それでは、町民課所管分を御説明いたします。10ページをお願いいたします。まず債務負担行為補正です。番号27一般廃棄物収集運搬業務は、一般家庭から出される可燃不燃ごみの収集運搬業務、番号28生ごみ収集業務、番号29生ごみ処理業務は、一般廃棄物の可燃ごみの収集日に合わせて、14行政からの生ごみと事業所からの生ごみを堆肥化するものとなっております。期間は令和5年までとしております。16ページをお願いいたします。歳入です。3枠目1段目、目1総務費国庫補助金、節1戸籍住民基本台帳費補助金で、歳出で説明します個人番号カードに関する補助金を受け入れるものです。22ページをお願いいたします。3枠目、目1戸籍住民基本台帳費、次のページをお願いいたします。1枠目、節11役務費は、マイナンバーカードの交付を郵送で行うもので歳入で説明しました補助対象となるものです。その下、節12委託料は、住基ネットのデータが今後増えることを予測しサーバーのメモリーを増設することと、その増設により保守料が増額となるために補正するものです。以上で町民課所管分を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 蓑田生活福祉課長。

●生活福祉課長（蓑田 輝幸君） はい。生活福祉課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございますが、生活福祉課所管分としましては、25番、26番となります。25番の子供医療費ネット申請システム保守業務につきましては、期間を令和4年から5年度とし限度額を52万8,000円、26番救護施設しらがね寮調理業務につきましては、期間を令和4年度から令和5年度とし限度額を2,451万1,000円とするものでございます。16ページをお願いいたします。歳入となります。3枠目中ほどの目2民生費国庫補助金、節1障害者福祉費補助金は、障害者自立支援給付審査支払い等システム事業の補助金を受け入れるものでございます。17ページをお願いいたします。2枠目中ほどの目2民生費県補助金、節1社会福祉総務費補助金の住まいの再建支援事業補助金は、令和2年7月豪雨災害において、自宅からの転居を余儀なくされた被災世帯に対しまして、入居、転居に係る費用を助成する助成金を受け入れるものでございます。その2段下、節7救護施設費補助金は、保護施設等に対する新型コロナウイルス対策事業補助金を受け入れるものでございます。24ページをお願いいたします。歳出になります。最上段の目1社会福祉総務費、節18負担金補助及び交付金のデマンド交通運行補助金は、現在3台のほのぼの号にて運行を行っておりますが、運転手の休憩時間や混雑時について、4台目として賃料にて臨時的に運行を行う運行をお願いしているところですが、昼の休憩時間に4台目が稼働することが多くなり、現予算では対応出来ないため、必要額を増額補正するものでございます。表中ほどの目4障害者福祉費、節18負担金補助及び交付金の障害福祉施設等物価高騰対策支援金は、県の事業に合わせて物価高騰対策として実施するもので、生活福祉課所管分としましては、障害者支援事業所に対しまして、支援金を支給するものでございます。その下、節19扶助費の身体障害者補装具給付事業費、障害者日常生活用具給付等事業費、療養介護医療費でございますが、利用者の増加や高額な補装具等の切替えなどが

重なったこともあり不足する額を補正するものでございます。節2 2償還金利子及び割引料は、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金、県負担金返還金のそれぞれの令和3年度実績による返還金となっております。25ページをお願いいたします。2 枠目、目1 児童福祉総務費、節1 8負担金補助及び交付金の障害福祉施設等物価高騰対策補助金は、先ほど障害者福祉費で説明しました支援金で障害児支援施設分となります。その下、節2 2償還金利子及び割引料は、障害児通所支援の国庫負担金、県負担金の返還金、病後児保育事業負担金精算金のそれぞれの令和3年度実績による、返還金、精算金となっております。3 枠目、目1 救護施設総務費の節1 報償費の会計年度任用職員報酬の35万5,000円のうち3万800円と節3職員手当等の宿日直手当の5万5,000円につきましては、台風14号の上陸に対する警戒体制として職員の施設内待機を実施しましたので、宿日直に対する費用の増額補正となっております。26ページをお願いいたします。1 枠目、目2 救護施設事業費、節1 0需用費の消耗品費は、保護施設等の新型コロナウイルス対策事業の補助金にて、消毒液やマスク等の購入を行うものでございます。2 枠目、目1 災害救助費の節1 8負担金補助及び交付金の住まいの再建支援事業補助金は、令和2年7月豪雨災害において先ほども説明をいたしましたが転居を余儀なくされた被災世帯に対しまして、入居、転居に係る費用、費用を助成するものであざざり町におきましては民間賃貸住宅入居世帯、入居助成を1世帯、公営住宅入居助成を3世帯、転居費用助成を3世帯に助成するものでございます。以上、生活福祉課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） それでは高齢福祉課所管分について御説明いたします。10ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正でございます。最上段の23番在宅高齢者等緊急通報装置貸与業務につきましましては、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時に対応する業務を委託するものでございます。次に、24番生活管理短期宿泊業務につきましましては、高齢者の基本的な生活習慣を整えるため食事、服薬、排せつ等の支援をする短期の宿泊業務を委託するものするものでございます。債務負担行為は以上でございます。17ページをお願いいたします。歳入でございます。2 枠目、目2 民生費県補助金、節2 老人福祉費補助金、老人クラブ活動等事業費補助金につきましましては、当初予算で会員数2,015名、県補助金110万6,000円を計上しておりましたが、会員数が2,000名となり県補助金が1,000円の減額となって内示がありましたので、減額するものでございます。24ページをお願いいたします。歳出でございます。上段の目2 老人福祉費、節1 8負担金補助及び交付金、シルバー人材センター事務所移転費助成金につきましましては、農林振興課発注の農村女性の家の施設調査に伴いまして、シルバー人材センター事務所を移転する必要が生じ、10月に白寿荘内に移転しております。その際、電話、コピー機、エアコン、光回線等も移設工事が生じまして、今回は町の事情による移転でありましたのでその移転費用を助成するものでございます。説明欄のその下の高齢者施設等物価高騰対策支援金につきましましては、光熱水費、食費、燃料費等の物価高騰の影響を受けている県内の高齢者施設等に対し、県がその費用の2分の1の支援を計画されていることを受けまして、町としましては費用の4分の1の支援を計上するものでございます。高齢福祉課所管分につきましましては以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。続きまして健康推進課所管分を御説明いたします。16ページをお願いいたします。歳入です。3枠目の目3衛生費国庫補助金の新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金は、歳出で御説明いたします。コロナワクチン接種に係る費用分で減額するものです。18ページをお願いいたします。3枠目の目4雑入で、説明3行目の後期高齢者医療市町村医療給付費負担金精算金は、令和3年度分の確定により納め過ぎていた分の精算金として受け入れるものです。次の行のチヨダ地域保健推進賞助成金は、保健師が中心となり地域保健の推進において成果を上げている活動に対し助成されるもので、今年度二つの取組を申請し、いずれも受賞したことにより受け入れるものです。21ページをお願いいたします。こちらが歳出になります。目19地域おこし協力隊費、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費、節8旅費の減額は、協力隊員を募集を募集しておりますがまだ雇用となっていないため、8月から10月分の3か月分をそれぞれ減額するものです。25ページをお願いいたします。1番上の枠の目6国民健康保険事務費、節3職員手当等の増額は、当初コロナワクチン接種の業務を7月までと見込んで、ワクチン接種業務以外の業務を含めた時間外手当を計上しておりましたが、現在もワクチン接種業務を行っており時間外手当が不足することから増額をお願いするものです。26ページをお願いいたします。三つ目の枠の目1保健衛生総務費、節1報酬の会計年度任用職員と節3の職員手当等の3行目、会計年度任用職員期末手当の減額は、当初2名の保健師補助を計上しておりましたが1名のみの応募でした。その1名をコロナ接種が年明けも続くことから、3月まで雇用し、応募のなかった残り1名分を減額するものです。節3職員手当等の時間外勤務手当は、コロナワクチン接種業務が継続していることにより増額するものです。目4健康増進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当も、コロナワクチン接種業務の継続により増額するものです。27ページをお願いいたします。節22償還金利子及び割引、割引料は、令和2年度と3年度で日赤の人間ドック型検診を受けられた方で自己負担金を多く負担いただいていたため、返還金としてお返しするための予算をお願いするものです。目6予防接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係るものとなります。節1報酬の会計年度任用職員報酬は、ワクチン接種の期間が来年3月まで延長となったため1月から3月までの費用の増額をお願いするもので、その下の医師報酬は、当初見込んでいた接種回数より少なく済んでおり、不用見込みが、不用見込額を減額するものです。節3職員手当等は、常時雇いの看護師を任用、看護師を予定しておりましたが任用がなかったため不用額を減額するものです。節4共済費も会計年度任用職員を来年3月までとして増額するものです。節8旅費は、医師報酬の減額に伴い費用弁償も減額するものです。節10需用費の消耗品も来年3月までの分として増額するものです。節12委託料は、病院での個別接種、個別での接種が増えており、集団接種は、当初見込みより少なく済んでいるため、相殺して減額となるものです。節13使用料及び賃借料のパソコンリース料、会場使用料、電話機リース料も来年3月までの分として増額するものです。目7健康づくり推進事業費、節3職員手当等の時間外勤務手当は、コロナワクチン接種業務の継続により増額するものです。節12委託料の健康ポイント事業事務委託料は、各教室に参加者の参加回数が増加しており、そのため委託料を増額するものです。節17備品購入費は、歳入で説明いたしましたチヨダ地域保健推進賞助成金を財源として、大型テレビ、プロジェクター等の購入費用として増額するものです。目8スマートウェルネスシティ事業費、節1報酬は、会計年度任用職員を8月から雇用する予定でしたが、

実際には9月からの雇用となり1か月分の不用額と、会計年度任用職員の時間外手当も不要となったことから減額するものです。節3職員手当等の時間外勤務手当は、コロナワクチン接種業務の継続により増額するものです。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 説明の途中でございますが、ここで休憩いたします。午後は1時30分から開始いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時30分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一郎君） はい。それでは農林振興課所管分について説明を申し上げます。10ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正についてになります。番号の30定住促進センター自家用電気工作物保安管理業務委託。それから番号31薬草加工場自家用電気工作物保安管理業務委託。それから番号33の町有林管理業務につきましては、契約上の準備行為を用するため、計上をするものです。16ページをお願いいたします。歳入になります。2段目の枠、目1農林水産事業費分担金、節1農業費分担金につきましては、昨年度から繰越して実施をした須恵上代地区揚水ポンプ更新に伴う土地改良事業受益者分担金につきましては、5年の分割納付を計画しておりましたが、管理組合から一括で納付したいという意向を受け計上をするものです。17ページをお願いいたします。2段目の枠、目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の経営所得安定対策推進事業費補助金は、国が進める共通申請サービスに伴う増額分を受け入れるものになります。次の農業農村整備事業推進交付金は、清水地区排水路改修工事に伴う増額分を受け入れるものになります。また攻めの園芸生産対策事業費補助金は、単県事業で町内農家において、耐風性ハウスの導入に伴う県補助金、事業費の3分の1を受け入れるものです。18ページをお願いいたします。2段目の枠、目9林業振興基金繰入金は、1件の林業、林業従事者から林業機械の導入申請がありましたので、4万3,000円を繰り入れるものです。続いて歳出になります。28ページをお願いいたします。目4農業振興費の攻めの園芸生産対策事業費補助金は、町内農家3件の耐風性ハウス導入に対する補助金を支出するものです。次の肥料高騰対策事業支援金は、町内農家に対し高騰する肥料価格高騰の影響で、農業経営に及ぼす影響の緩和を目的として、国県の支援策に準じて上乘せして支援をするものになります。次に、目8水田農業経営確立対策事業費の地域再生協議会補助金は、歳入で説明をいたしました農林水産省共通申請サービスにおける経営所得安定対策に伴う経費を再生協議会へ支出するものです。また、目10畜産事業費につきましては9月に承認いただきました畜産経営継続支援金における財源更正となります。次に目16農地費における節10修繕料と節13使用料及び賃借料、及び節15原材料費につきましては、台風14号に伴い一般会計補正後に判明した専決後に判明した合計10か所分の復旧経費と皆越地区における山下溝の仮復旧経費、また節14工事請負費につきましては清水地区における農業・農村整備事業を排水路改修工事における交通誘導員配置等に伴う増額分となります。29ページをお願いいたします。2段目の枠、目2林

業振興費の林業従事者育成促進事業補助金は林業振興基金を活用した事業でチェーンソー購入における1名の方への補助金となります。次の目3公有林整備事業費、節12委託料につきましては令和2年7月豪雨を起因として発生した内山地区裏山の崩壊について、現在仮復旧を行っておりますが、本復旧における詳細設計委託料となります。以上、農林振興課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 深水商工観光課長。

●商工観光課長（深水 昌彦君） はい。それでは商工観光課所管分について御説明申し上げます。10ページになります。第4表、債務負担行為補正です。1番下の番号34商工コミュニティセンター保守業務につきましてはエレベーター1基1年間を計上しております。次のページをお願いします。番号35から37番になります。35番警備業務につきましては5年間の債務負担行為で36番につきましては36番の施設管理業務につきましては、ポッポー館の土日祝日及び平日の時間外分の管理業務を計上しております。37番の自家用電気工作物保安管理業務につきましても1年間の債務負担行為を計上しております。18ページをお願いします。歳入になります。2枠目、目5産業活性化基金繰入金につきましては、歳出の商工総務費、負担金補助及び交付金に計上しておりました商工業振興補助金の残額不足により基金を繰入れ歳出に追加計上するものです。29ページをお願いします。歳出になります。3枠目、目1商工総務費、節18地域イベント等補助金の減額はコロナ禍により中止をした花菖蒲祭りの中止によるものです。その下商工業振興補助金につきましては歳入で説明いたしました、予算残額不足により基金を繰入れ追加計上するものでございます。次のページをお願いします。1枠目、目1観光費、節12委託料はビハ公園トレーラーハウスのトレーラーハウスを被っています樹木の剪定費を計上しております。その下、節13使用料及び賃借料のトイレ借上料の減額は、コロナ禍により中止した花菖蒲祭りに伴うものでございます。2枠目、目1定住促進費、節18負担金補助及び交付金の定住促進奨励補助金は、町外からの移住定住推進奨励事業補助金の残額、予算残分、予算残額不足により、追加計上するものです。商工観光課所管についての説明は以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 酒井建設課長。

●建設課長（酒井 裕次君） 建設課所管分につきまして説明いたします。7ページをお願いいたします。繰越し明許費でございます。番号の5番と6番になりますが、款7土木費、項2道路橋梁費で道路改良事業、歩道整備事業につきまして、前年度事業の繰越しや災害対応などによりまして発注時期に遅れが生じておりますので、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。10ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございますが、番号の32番清願寺ダム自家用電気工作物保安管理業務につきまして、令和5年度の業務を年度当初から行う必要があるために設定するものです。18ページをお願いいたします。歳入でございますが、3枠目の目4雑入、節1雑入で一行目の防災ダム事業負担金返還金につきましては、令和2年度に支出しておりました清願寺ダム防災事業の負担金の精算としまして事業実績により余剰分が返還されるものです。2行目の熊本地震復興基金交付金過年度分につきましては、令和3年度の耐震化支援事業に係る県補助分になりますが、事業完了が年度末でありましたことから事務手続上、今年度で受け入れる受け入れるものです。最下段の枠で目5土木債、節1道路橋梁債につきましては、町道岡原免田線の歩道整備で、補償費として支出する分の財源としまして合併特例債を借り入れるものです。30ページをお願いいた

します。歳出でございますが、3 枠目の目 1 土木総務費、節 1 8 負担金補助及び交付金につきましては、耐震化支援事業の補助金であります追加で耐震診断の相談が 2 件っておりますので、不足分を増額するものです。次の 3 1 ページをお願いいたします。1 枠目の目 1 環境整備資材等支給事業費、節 1 3 使用料及び賃借料につきましては、住民協働事業への取組としまして、今年度は 1 8 件を予定しておりますがこれらはこれから取り組まれる分の機械借上料が不足しておりますので増額するものです。次の枠の目 2 道路維持費、節 1 3 使用料及び賃借料につきましては、台風被害への対応で土砂撤去などの機械借上料が不足しておりますので今後の維持管理対応分としまして、増額するものです。目 4 道路改良費、節 2 1 補償補填及び賠償金につきましては、町道岡原免田線の歩道整備におきまして、道路用地を取得する際に支障となる工作物がありますので、移転費用を補償するものです。以上で建設課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） それでは教育課所管分を御説明いたします。6 ページをお願いいたします。第 2 章、継続費補正です。番号 1 あさぎり中学校長寿命改修事業につきまして、補正前の額に改修に伴います工事監理業務委託料と工事請負費について追加計上するものです。補正後の総額は、補正前の総額に 7 億 8, 8 0 0 万円を追加し、1 0 億 7 9 2 万円となります。令和 4 年分としまして 3 億 1, 3 4 0 万円を追加し、4 億 6, 4 4 6 万円。令和 5 年分としまして 4 億 7, 4 6 0 万円を追加し、5 億 4, 3 4 6 万円となります。次に債務負担行為を説明します。1 1 ページをお願いいたします。第 4 表、債務負担行為です。教育課所管分といたしましては、番号 3 9 から 5 7 になります。番号 3 9 の校務支援システムサーバー賃借から 4 5 の校務用電算機器賃借までは、小中学校の教職員サービスや児童生徒の出席簿、成績管理等を行う校務処理のための電算機器の賃借料及び使用料、ウイルス対策ソフト使用料等に関するものでございます。番号 4 6 と次ページの 4 7 の図書司書派遣業務は、各学校に 1 名ずつ配置し、図書業務を行っていただくものです。番号 4 8 から 5 0 は、せきれい館関係になります。番号 4 8 施設管理業務は図書館業務で、夜間や休日の管理業務を委託するものです。番号 4 9 は警備業務、番号 5 0 は自家用電気工作物の維持管理を委託するものです。番号 5 1 は須恵文化ホールの警備業務、番号 5 2 の図書情報システム保守業務は、生涯学習センターとせきれい館図書館の図書を管理するシステム使用料です。番号 5 3 と 5 4 は生涯学習センターの警備業務等、自家用電気工作物の維持管理を委託するものです。番号 5 5 と 5 6 の体育施設予約管理施設システム関係は、コンピューターへの不正侵入やサイバー攻撃を塞ぐ防ぐソフトの使用料になります。番号 5 7 は給食費徴収管理システムの使用料となります。いずれも令和 5 年初日か、5 年度初日から実施する必要があり、前年度中に契約等の準備行為を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものです。次に歳入を説明いたします。1 6 ページをお願いいたします。最下段になります。目 6 教育費国庫補助金、節 1 学校施設環境改善交付金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業に伴います国からの交付金になります。1 8 ページをお願いいたします。2 枠目、3 段目、目 8、節 1 学校教育施設整備基金繰入金は、あさぎり中学校長寿命化改修事業の財源として繰り入れるものです。1 9 ページをお願いいたします。1 枠目、目 7 教育債、節 1 学校施設整備事業債は、あさぎり中学校長寿命化改修事業に充てるため、合併特例債を財源として借入れを行うものです。3 3 ページをお願いいたします。歳入になります。1 枠目、目 1 学校管理費、節 7 報償費、講師謝金は、講演

会の謝金がスクールカウンセラーによる講演となったため、謝金が不要となり減額するものです。その下、節12委託料と節14工事請負費は、あさぎり中学校の長寿命化改修事業といたしまして、今後30年以上使用出来ますよう普通教室棟特別教室棟の未改修か所の全面改修を行うため、工事業務管理委託料、工事監理業務委託料、工事請負費を継続費として計上するものです。2枠目、最下段です。目6生涯学習センター事業費、節10需用費、電気料は、電気料の値上がりや年度途中での新規での団体利用等があったため、今後不足することが見込まれるために増額するものです。34ページをお願いいたします。1枠目、目1保健体育総務費、節3職員手当等、時間外勤務手当は、9月に開催されました奥球磨駅伝スタッフの増員が必要だったために今後不足することが見込まれるため、増額するものです。以上で、教育課所管分の説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 2点についてお伺いしたいと思います。ページは21ページでございます。財産管理費が出てまいりました。これは旧岡原庁舎の解体、給食センターの解体ということでございますけど、この工事請負費の中にですねこれ予算のこととちょっと少し乖離するところがあるかもしれませんけど、一応旧庁舎というのは非常に思い出のある、非常に先人の政の中心地であったということから踏まえて、更地だけでなく、やはりモニュメント、何か記念碑として、ここは庁舎の後、跡地でその辺のところの記念碑という建立とかいうことに予算を少し使えないかなということでお伺いしたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。それから2点目ですね。ページ28ページの農業振興費で出てまいりました肥料高騰対策等がございますけど、今の全般、前回は畜産に関しても支援をいただいたところでございますけど、今の町における物価高騰対策本部において畜産の今の状況ですね。やはり非常に厳しいということが酪農関係、肥育も含めてですけど飼料高騰が止まらずに経営の中断とか離農とかいう話が出ている新聞紙上で見るわけなんですけど、今あさぎり町内の畜産農家の現状はどうなのか。そして今度肥料高騰対策の支援をいただきますけど、今後について畜産全般、ほかのこともですね、現状を踏まえたところでの支援とか、考えがあるならばその2点を伺いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 伸明君） はい。まず旧庁舎の解体後の跡地へのモニュメントと申しますか、記念碑の設置の件でございますが、現段階では、そういった記念碑を設置するというのは、今、検討はしていないところでございます。解体後に更地になりましてこれを今後どう活用していくかということも大きな課題でありますので、そういった跡地の活用等含めて、記念碑も設置をする、しないというのは、検討していく必要があるかなということ考えております。以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。飼料高騰による畜産農家への支援ということで、9月に補正をお願いしました。現在の状況ですがほぼほぼですね、もう9割を超えるような形で手続等を終えられて交付金のほうもですね、支援金のほうも、一応振り込んでいるような状況であります。で、おっしゃるようによ

ね、世間的には世間一般的にはですね、非常に厳しいということで、あさぎり町についてもですね、そういった状況というのは確かに厳しいというようなお声は聞いているところです。しかしながらそういった支援金をですね、今回支援をすることによってかなり助かっているというお話も現在では聞いているところです。今後につきましては、具体的な方策という支援策ということについては、今後また状況を見ながらですね、検討していく必要があるのかなというふうに考えておきまして、今現在、現時点におきましては、そういった支援というのは、まだ考えていない状況です。以上です。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番皆越です。11番に関連ですけども、肥料対策、肥料価格高騰対策事業支援金、これについての周知はどのようにされますか。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。現在考えておりますのがもちろん広報紙とかですね、ホームページ等を今のところは考えているところです。これがですね要件が国県の支援策に準じたところで実施をいたしますので、それに採択を受けられた方ということになりますので、実際それがですね今回御承認をいただけるのであれば、その決定がなされた後にそうですね、その前になるんでしょうか、準備段階としてそういった広報を取りあえず、今申し上げました広報紙とかですね、ホームページ等でやっていって、やって、それでも足りないようであればですね、また別の方法で随時やっていきたいと思、思います。

◎副議長（森岡 勉君） 10番、皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい。ありがとうございます。常任委員会ではですね111件、114件と言われましたけども、これですけど、間違いないですかね。あさぎり分114件という、いいですしたら分かりました。でですね、その周知の方法ですけども、以前ですね11月号の広報にですね、肥料価格高騰対策っていうのを掲載していただきました。これはですね、私、県のホームページを見ましたら、全くこれ県のホームページと一緒になんですよ。強いて言えば、価格上昇率の1.4っていうのが記載されてないのみですよ。でですね、私、12月にですね、これを見たときにあさぎり町は支援はどうなるのかなあというようなことで、これを見ましたら、あさぎり町の残り分は書いてなかったもんですから、あさぎり町は書いてないかなと思ったら、11月の29日でしたか、委員会の折にですね、この支援金について、御説明がありました。で、あさぎり町もするんだなあということを確認しました。そして今日補正の予算を計上しておられます。でですね、やはり周知するときにはですね、やはりこの12月補正が可決いただいてからでもよかったのかな。それとそれをしますと住民の方も、あさぎり町は国県の残り分が補填してもらおうのかなという、皆さん御承知いただくのかなというそういう感じがしましたので、一応、御質問してみました。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。皆越議員がおっしゃられた以前の広報紙の記事ではありますが、そこらではですね、町と一切関係がないところで国においてこういった支援がなされますという周知のみでありまして、まさしくその内容についてもですね、国が実施される支援となりますので同様のものを載せたと。それはあくまで国がされる支援というところで、広報をしたわけですから。それを周知をしたところで、今回は

ですね、町で独自に上乘せして支援を行うということですので、それについては町独自ですね、いろんな広報の記事とかを作っていきたいと思っております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。2点お尋ねします。まず6ページですかね。第2表の継続費の補正の件でございます。この件は実は常任委員会でもお尋ねをしたところでございますが、この補正後の総額10億700万ほど。個別計画の中では、この中学校の長寿命化事業改修事業5億1,700万。今回の費用と比較しますと、4億9,000万の増額。単純な単純な数字の比較でございますが、約倍増でございますね。個別計画、1年半ぐらい前ですか、算定されていた数字でございますが、内容の個別計画の議論をされていた頃の内容と大きな変更は、その整備改修事業の内容はですね大きな変更はないというような説明をこの前常任委員会で受けたところであります。現在資材等ですね高騰があるということは重々承知をしておりますが、倍増という約ですね約倍増ということ。特に、桁が5億10億の桁数でございますね。非常に大きな影響があると考えますがまずそもそもの、そもそもといいますか、こういう開きが出た大きな理由というのは、この資材高騰等のそういった現在の状況以外に何かあったのかどうか。それを1点お尋ねしたいと思っております。ともう1点がですね20、何ページやったっけ、20、28ページでございますが、農業費の農地費でございます。先ほどこれまでの補正等で計上したその後に判明した分に対応するというようなことで、御説明いただきました。これの対応も含めましてこれまでの補正も含めまして、特に農業用関係の水路関係ですね、来年度の作付に間に合うようにですね、今回の台風被害の対応ができるのか一部あの説明を受けております皆越地区の水道はもうちょっと難しいというお話でございますが、それ以外の分についてですね、これまで今回の補正も含めて、これまでの予算措置の中で、来年度の作付に間に合うように復旧ができる予定であるのかどうか、その2点お尋ねをしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 山口教育課長。

●教育課長（山口 宏子さん） 議員からのあさぎり中学校の長寿命化改修の事業費が、個別施設計画よりおよそ倍増しているということについてですけれども、まず個別市政、個別施設計画では、計算方法というのが計算プログラムに基づきまして、外壁、内部仕上げ、電気、機械設備といった部位別の修繕単価、部位ごとに平米当たり修繕単価ということで算出をしてあります。それが個別施設計画での算出方法ということなんですけれども、実際に今回実施設計で積み上げを行っていく中で、例えばこの外壁の算出方法につきましても今ある外壁に何かを張りつけるだけのものなのか、また今回計画しましたように一旦、外壁を全て撤去を剥がしまして中性化対策を行い、耐久耐候性を持たせるというような壁外壁の工事なのか。また内部仕上げにつきましても、今回木質化、バリアフリー化等を行いますので、あと電気機械設備もですね更新をしまして、空調設置を行うといったところがちょっと個別施設計画の算出方法と単純に比較がなかなか難しいところではありますけれども、そういった今回の積み上げていうことで、この倍増されている要因の一つ。またさっき議員もおっしゃいました物価高騰によります木材サッシ、各種建築資材が値上がりしておりますと労務単価、燃油等ですね。その値上がりもまた大きく影響していると。こういった2点で、この金額に非常にですね、つながったかなと考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。今回農地費に計上しております修繕料でありますとか、機械借上料それから原材料費等、そうですね現状申しますと9月、先月予算で台風14号後に一応被災したですね、か所の復旧を現在もやっているとところなんです、補助事業に係るものにつきましては、今現在査定が始まっております、それにつきましては採択された後にですね、実際の実施設計ということになろうかと思えます。それからそれが出来次第、工事の発注を行っていくと。これは基本的にはもう国庫補助の対象となるものですので40万円以上ですよ。というか所になろうかと思えますので、そちらにつきましては作付に関わる、影響する、来年の作付に影響するものにつきましてはですね、例えば応急的なものをするということで考えておまして、そのほかにつきましては繰越し事業となります。なる、なると思われませんが、そういった形でやっていくと。あとは町の単独事業ですね、軽微なものにつきましては優先順位的には、農地それから農業用施設ということになろうかと思えますが、基本的に来年の作付には影響が出ないような形で現在も工事のほうですね進めておまして、ただなかなか今の建設業の状況を見ますと以前も令和2年7月豪雨ですね。その際にも、大変厳しい状況であったことはあります。けれども、今回もかなりやっぱりそういうことで建設業の方々もいっぱいこの業務のほうですね抱えておられて、おられる状況になっておりますので、しかしながらやはりそこはですね、早急に復旧をしまいたいと思っているところです。皆越地区につきましては、説明以前から申し上げておりますが、ちょっとそこにつきましてはですね、また別の方法で考えていきたいと思えます。

◎副議長（森岡 勉君） 1番、小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ありがとうございます。今の農業振興課長の御答弁のほうからまず今のお話を聞きますと、基本作付影響ないように今から頑張っているということでおっしゃっていただきました。今いろいろおっしゃいました町の事情、それから業者さん方の事情というのは一応、私ども承知するつもりですが農家のサイドからしたらですね間に合うとかなというような心配を持っておられるところもあるようですので、その付近の何ていうかな折衝とか説明とかですね、その付近是非よろしくお願いたいと思っております。最初の継続費の件でございますが、私はここであえて申し上げましたのは、今回のあるいはいろんな諸事情でそういうふうになるというのは半分は理解できるんですが、大きく考えたときに個別計画をつくっていただいた時に、それに伴う財政計画をそれぞれ策定してあると思えます。こういった大きな数字が単位で動く、極端に倍増するということは町の財政計画そのものにもですね、少なからず影響が出てくるわけでございますので、そういう意味で財政課長にお尋ねをしたいんですが今すぐかどうかは別としてですね、今のこういった物価高騰云々というふうないろんな諸般の事情でもう1年単位で数字が動いてくるときですね、その付近の見直しとかそういうのはどういう単位とかどんな時点で検討される御予定かなというのをちょっと感じております。というの例えば3年ごとにとかなですね、そういうことではちょっと間に合わないと思うものですから、作成した計画の基礎が動いてきたときですね。それが数%とかそういう単位じゃなくてこういうふうな大きな動きのときですね。やっぱそこはそれなりの対応が必要なんじゃないかなというふうな感じを今回思ったものですからちょっと質問をさせていただくところでございます。

現時点でお考えの部分をお答えをいただければ大変ありがたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 田中財政課長。

●財政課長（田中 申明君） はい。まず個別施設計画のですね、事業費の増大に伴う財政的な影響ということですが、まず個別施設計画のこの事業費の財源でございますが、今回の中学校の改修事業につきましては国の補助金があると。ありますがそのほとんどの事業につきましては、地方債を活用してほとんどが地方債で財源が上がっております。令和5年度までには合併特例債、それから過疎債も活用しながら大きな事業を進めるということで計画がなされておまして、地方債につきましては95%が充当出来ますので残りの5%については、一般財源ということで。これにつきましては昨年の3月の9月それから3月の議会におきまして、基金への繰入れもですね、認めていただきましたのでその財源については、公共施設整備基金また学校教育施設整備基金、このような基金に積んでそれから、充当していくということで。単年度の一般財源につきましては、さほど大きな影響は出てこないということで見ているところでございます。それからこの時立てました財政計画ですかね。中期の財政計画を立てておりますが、これにつきましても毎年度ローリングをしながら見直していくということで進めておまして、現段階では12月の補正予算の編成の段階で、こういった中学校の改修事業それから、第2庁舎建設、それから旧庁舎の除却事業。こういった大きな事業のですね、事業費が見えると、見えてきたということもありますので、そういった金額を反映させて今、再度調整中でございます。最終的には年明けまして、国のほうから令和5年度の地方財政計画ですかね、これが示されますので、そちらを加味してまた再調整を図って、次年度の当初予算編成に活用していきたいということでご覧のところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。8番山口です。それで2点にわたって、お尋ねをしたいと思います。一つはページ18のふるさと寄附金です。今回1億5,000万円の補正をされて、10月末現在の数字に掛けると足すと約3億5,000万になるであろうという数字でありますね。大変大きい数字になって、有り難いことだというふうに思っております。その中で大まかで結構でございますが、特産品。地元の特産品、通常返礼品の中で、地元産の割合がどの程度なのか。まずそれをお知らせいただきたいということ。それから、もう1点はですね。ページ28のいわゆる農業振興資金。農業振興補助金の件であります。ページ29で、商工業振興補助金が1,000万。産業活性化基金を取崩して、補正のがしてあります。商工業振興補助金の説明を聞いておきますと、追加要望があって今回補正をするという旨の説明であったというふうに思っております。そこで農業振興課長にお尋ねなんですが、今回一般質問の折、永井議員の質問の折に農業振興補助金について、申請があったのが62件で37件が採択というような説明であったと思うんですが、ちょっと、この補助金が出来た経緯です。永井議員もそういうお話をされておりましたが、やはり国の補助金、県の補助金等々の補助金の交付要綱がハードルが非常に高いということで、数年前に議会の中で、俗に言う農業関係議員、農業に大変詳しい方等々が集まってですね。今、農業振興を図っていく上で何が必要かといった時に、皆さん方がお考えになったのはやはり使い勝手のいい補助金の創設。それはやはりどうしても機動力を発揮するためには、やはり農機具の補助をしてほしいということで、この補助

制度が出来たというふうに思うんで、それが出来た頃はですね、もう大変希望が多かったようなことを記憶しておりますが、これは地域の農業振興には役立ってきているというふうに思っております。それでですね、今回の採択になった37件以外の方で交付要綱の中の所得要件と申しますか、その中で間違っていたらまた、おっしゃってください。聞いている範囲で。所得の捉え方が前年分で判断する、とすると事業をやっていく上ではこの年にはある程度設備投資をする。その次はしない。そういったことがたまたま、その方の場合はその把握をされる年に設備投資が多かったのでもいわれる所得が少なかったと。いうことでその要件を満たさなかったということ旨のお話ですよ。それで、前も課長にこの話を1回したことがあるんで課長も記憶にあると思うんですけど、やっぱりある程度のスパンで所得を把握してやらないと、単年度で判断するとなかなかその人たちが、今度頑張ろうとする意欲をそぐということになるような感じがいたしますので、その辺りについて、課長はどう思いなのか。その2点についてまた、お伺いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。では1点目にお答えいたします。ふるさと納税ですけども先般からちょっと説明をしておりますとおり、馬刺しのほうがですね約7割、全体ですねを占めております。そのほかにですね、牛肉とかが入ってきておまして、町のですね特産品と申しますか、そちらにつきましては、まず季節的なものがありまして、梨。あとメロン、その辺りが地元産で出ている状況でございます。全体にしまして、1割程度になるかと思っております。手元のほうに正確なちょっと数字を持っておりませんので、大体のところということになりますけども。はい。よろしくお願ひします。

◎副議長（森岡 勉君） 万江農林振興課長。

●農林振興課長（万江 幸一朗君） はい。2点目につきましてですが、7日の永井議員の一般質問の際にもですね、いろいろお答えを御説明も含めてさせていただいているところです。基本的に山口議員おっしゃられる事業というのが、平成の29年から令和元年度の3か年にかけて行われた事業ということでありますが、これの実績的にはですね、3か年で採択件数336件と。金額的にも2億2,000万円を超える金額で補助事業を実施しております。その時の要件と申しますのが対象範囲といたしまして人農地プラン登載者ということで、一応事業を実施したところです。この人農地プランというのが何なのかと申しますと、高齢化や農業の担い手不足が心配される中に地域や集落の話合いに基づき5年後10年後までに地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者ということでですね、いわゆるこのプランの中にはそういった中心経営体。それからが本来搭載されるべきいいプランであります。ちょっとこの3年間の事業の時にはですね、あらゆる人がその補助対象となるようにですね、これに掲載をしたという事実もございまして。ただこれはあくまで3年間の特例でありまして、今の農家の現状を見ますと確かに厳しい状況ではあるし、あさぎり町とすれば農業を1番振興に力を入れているということを考えればですね、確かにこういったものを拡充というところをですね、もう必要だというふうに考えますが、しかしながらこの過去にやった事業のように到底できるものではないという考えではあります。となるとどうどこに基準を設けていくかという話になるんですが、一般質問の際にもお答え申し上げましたがその所得要件というのが、経営基盤強化関係のですね、基本構想というものに沿ったところで設定をいたしております。ただ令和2年度につま

しては、それをそのまま数値を使ったわけですね。ただ、それではちょっとハードルが高過ぎるということで、3年度それから本年度は9割掛けで実施をしてきたところです。かなりですね農業機械というのが台数が農家によっては、複数台かなり多くの機械を持っておられましてですね。だから、恐らくこの事業をやったときに1名の方、1軒の農家がこの複数台申請をされるってというような状況もあるんですよ。ですので、補助事業の枠を例えば枠、枠的にまず枠から言いますが枠を広げたときに、これはやっぱりその過去に実施したような事業になる可能性がある。ということもありますし、どこかでその基準というものを設けないといけないというのが、今やってきた今年度までやってきた事業なんですね。ですので、今、山口議員から話をいただきましたが、たまたまその設備投資をしてその年度については所得がそこまで上がらなかったというお話されましたが、この要綱に沿っていく以上は、例えば要件の緩和をして9割8割掛けという考え方はございますが、例えば3年間継続する、して行くわけですので、その時にぜひとも必要な機械というのは確かにあるかと思いますが、次の年度にですね。であれば、申請をいただくというようなことでいただけないだろうかということを考えてるところです。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。まず最初に農業振興補助金のほうからであります。十分課長の説明で理解できる部分もあります。ただやはり課長もおっしゃったように、やっぱ町の基幹産業は農業であると、町長以下、町も公言していくんで、やっぱりある程度こう緩和をしてやらないと、もう一度作ったらもうそれを通していくというのは、やっぱなかなか理解しがたいと思うんですよ。だからそれを様子を見ながら、ある程度緩和できるところは緩和しながらやっぱりしっかりと支えていくというために、ぜひとも令和5年度からそういったふうな取組ができるように、そのことは期待をしておきます。それでは企画課長にちょっと、もう一つお尋ねしておけばよかったんですが、いわゆる寄附金が約3億5,000万程度。で、返礼品が幾らぐらい。あるいは何ていうかな。それを送ってくれる商社の経費、あるいはそれを手伝ってくるさどふる等々の手数料等々をあらあらしした時に何割ぐらいですかね。実際に手元に残るっていう言い方ちょっとおかしいんですけど、何となく5割ぐらいのイメージがあったんですが、ちょっとそれを確認させてください。

◎副議長（森岡 勉君） 荒川企画政策課長。

●企画政策課長（荒川 誠一君） はい。お答えいたします。令和3年度になりますが基本的にですね送料とか返礼品。その辺りの費用になる、なりますけども寄附額ですね、約56%ほどが経費となっております。これにつきましては、県のほうからですねちょっと指導があつておまして、経費につきましては50%以内ということがありまして、今回ですね寄附金の額を上げたりとかつていう方向でこの経費50%以内を目指すというところで今、取り組んでいるところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい。それにしても5割は丸々残るということでもんね。だからこれをもうちちょっと確認をしておきましたが、交付税の算定数字上の基準に対して収入額には含まないということであるんで、頑張ってやればいいことなんですよ。本当ありがたいことだというふうに思っております。

それです実、先ほど特産品の割合が本当僅かですよ。だから事業として考えれば、もうそれだけ残っちゃってよかたいというふうに話になろうと思うんですが、実はちょっとした経験をいたしました。地元岡留神社という神社がございますが、いわゆる一般質問等々で古い寺社とかお寺とか、いろんなそういう木造建築物ですね中世時代からの。もうその維持管理にもう今大変と、後継者もないということで、それをどうにかしてやっていくということはこれはもう教育委員会に申し上げているとおり、大変大きな課題であると。その中で、日本遺産の構成部分である、旧免田町の岡留神社がございますが、そちらの維持もやっぱり氏子の皆さん方が大変御苦労されております。その中で、発想は実はそこから出たことなんですけども、せんだって橋本議員でしたかね。観地協の話をされておりましたので、日本遺産の構成だから、その観地協の中でですね、何か取組は出来ないかということでお話いたしましたところ、何かそういった物をつくるための補助金については5万円出すということで。5万円をいただいて、実はその観地協は三日月をロゴしてやってますんで、あの周辺で取る米に三日月米という名前を作って、これを何とか販売をして、先祖から引き継いできた歴史的価値のあるものを残していくための状態にしようということでの活動を始めたんですが、何せそこは商売をやったことのない素人が考えるんで、じゃそれをどうやって販売するかという、というか難しいんですよ。その辺りで悩んでおりましたところ、同僚の岩本議員がそれはふるさと納税の返礼品はどぎゃんですか、というアドバイスをいただいています。それで今当時は振興社、今商社でありますがこの担当とお話をさせていただいた時にいろいろ知恵を貸していただいて、返礼品に加えていただきました。ただし、それに加えただけでぱっと納税する皆さんが返礼品は三日月米をというふうには簡単にいかないですよ。そういう経験をした時にせっかくいいアドバイスをいただいて、これはどうにかせんばいかなんということで実はもう私の家族、あるいは友人等々頼ってですね。あたどもこれはもう、関東関西、福岡だった。あたたちは、ふるさと納税はしよっかにゃあって聞いたところ、あったことあります。返礼品はしたら、やっぱり欲しかもんを頼みますと、というようなことだったんで、もう一回でよかであさぎり町にふるさと納税してくれんかな。返礼品は、三日月米と検索してくれんやということで、何件かの方がそれで、取っていたわけですね。そしたら、その三日月米そのものがどうではなくて、自分たちが生まれたふるさとの米がこんなにうまいものと知らんだと。改めて感じたということで、ちょっと、実績はこれまだ公表できる数字ありませんけれども、相当評価をいただいて、個別にも注文が来たりしました。大きいところは5キロ単位での袋50袋送ってくれということがありました。だから何を言いたかっというのは、せっかくふるさと納税をしていただいて、多くの方がしていただく。その返礼品が、地元の特産品がもっと出ればいいですよ。その割合が高くなる。そうすると、地域振興に本当に役立つと思う。もちろんふるさと納税でね、半分程度のは自由に使えるお金なんでそれもありがたいことなんですけども、さらに地域振興につながっていくと思うんですよ。それで、ここをちょっと町長にお尋ねしたいんですけど。ちょっと私もやってみました。だから、やっぱり役場職員の皆さん、私たち議員もそうなんすけど。私たちもやはりこのあさぎり町の営業マンですよ。町長がよくおっしゃるのは私はもう企業人だから企業回って、企業版のふるさと納税をお願いしてっていうお話も聞いたことありますが、ただ、私たちにできることがあるんですよ。小っちゃことでもあさぎり町も先ほど課長がおっしゃったように、梨はこやんうまかばい、と。ねえ。そういった

こともできる。その中で特に農業振興に力を入れる町であればですね、あさぎり町の農産物を売り込んでみる。それをましてや自分たちの知り合い等に行けるとやっぱり大きな力にはなると思うんですね。その辺りはそんなに金を使わなくてもできる仕事ですよ。町長そのあたりを先頭になって考えてみませんか。の質問でありました。

◎副議長（森岡 勉君） 町長。

●町長（尾鷹 一範君） はい。山口議員の三日月米の話はですね、私も最初の頃から聞いております。その御尽力に敬意を表したいと思います。やっぱり品物を売るのはもう営業です。やっぱり皆さんで心がけて、こういう米がありますから、あるいはお土産に持っていか、いろいろやるとですね、皆さん知っていただくということが一番大事だと思います。一度私もまだ会社にいる頃、全国からお客さんが来られたときに彦六さんのほうにお願いして、中球磨牛とそれから私の友人のところの米を使って食べてもらいまして、それから気にいってもらえば通販で買ってくださってお願いをしました。やっぱり最初の頃はですね、結構注文が来ました。でも長続きしないんですよ。やっぱそこはやっぱり営業力が足りないだろうと思うんです。だから山口議員言われたようにですね、いろいろお金をかけてちゅう意味じゃなくて、売るためにはやっぱりある程度の準備はしなきゃいけない。それをやりながらですね、どうやって売っていくか、そういうところは検討していきたいと思います。その一つの方法として地域おこし協力隊という、全くいろんな感覚を持ったいろんな経験を持った人たちが来てくれることによって、その人たちが販路開拓をしたという事例は全国にたくさんありますので、そういうことも含めてですね、やってみたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質問、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討◎副議長（森岡 勉君） 論なしと認めますこれで討論を終わります。これから、議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時41分

◎副議長（森岡 勉君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第54号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第10、議案第54号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算
括弧第3号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第54号、令和4年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算両括弧第3号
について提案いたします。令和4年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算両括弧第3号は次に定め
るところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,200飛
び2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,199万7,000円とす
るものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただき
ますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 大藪健康推進課長。

●健康推進課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、第2項より引き続き読み上げたいと思います。第2項、
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入
歳出予算補正による。今回の補正につきましては、会計年度任用職員分と療養給付費等の補正をお願いする
ものです。7ページをお願いいたします。歳入です。1番上の枠の目1保険給付費等交付金、節1保険給付
費等交付金、普通交付金の増額は歳出で説明します療養給付費と高額療養費等分として受け入れるものです。
節2保険給付費等交付金特別交付金の保険者努力支援分は、歳出で説明いたします会計年度任用職員分を減
額するものです。2枠目の目1繰越金の増額は、財源調整となります。8ページをお願いいたします。歳出
です。1番上の枠の目1一般管理費、節1報酬と節3職員手当等の会計年度任用職員期末手当の増額は人事
院勧告によるものです。二つ目の枠の目1一般被保険者療養給付費、節18負担金補助及び交付金と三つ目
の枠の目1一般被保険者高額療養費、節18負担金補助及び交付金は、当初予算における見込額より医療費
が増加してきており、不足する見込額を増の増額をお願いするものです。四つ目の枠の目1特定健診、特定
健康診査等事業費の節1報酬、節3職員手当等、節4共済費の減額は、当初2名の会計年度任用職員を予定
しておりましたが、応募が1名しかなかったため、残り1名分を減額するものです。10ページをお願いい
たします。このページは給与費明細を添付しております。11ページをお願いいたします。会計年度任用職
員の給与につきまして、給与につきましては、比較の欄に示すとおり、今回の補正の総額を記載しておりま
す。また下の表の職員手当の内訳に手当の比較を載せております。以上で説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませ
んか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ
りませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めますこれで討論を終わります。これから、議案第54号を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号

◎副議長(森岡 勉君) 日程第11、議案第55号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算括弧第3号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第55号、令和4年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算両括弧第3号について提案いたします。令和4年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算両括弧第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億飛び786万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長(森岡 勉君) 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(林 敬一君) それでは、議案第55号について御説明いたします。2ページ、第2項から読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。1番介護保険指定事業者等管理システム賃借につきましては、介護サービス事業所からの請求情報との突合審査を行うため、県、国保連合会と同じシステムを利用するものでございます。2番介護保険事業計画策定支援業務につきましては、令和5年度が3年ごとに見直しを図っております介護保険事業計画第9期計画の策定年度となっております、年度当初から策定、計画策定に着手するため、計上するものでございます。3番地域支援事業訪問型サービスA業務は、総合事業の1業務で訪問サービスの提供により利用者の状態把握を適切に管理するもの。4番地域支援事業通所型サービスA業務につきましては、通所サービスの中で利用者の状態維持と把握を適切に管理するものでございます。5番地域支援事業配食サービス業務は、総合事業対象者と要支援1及び2の方に対する配食により栄養改善と自立した日常生活の支援と安否確認を行うことを目的とした事業でございます。6番地域型サロン整備事業は、介護予防に資する地域活動組織の育成支援を実施するものでございます。7番第1号介護予防支援事業業務は、主に事業対象者と判定された方に対して介護予防生活支援総合事業に係るケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。8番指定介護予防支援事業業務は、要介護1または2に判定された方に対して要介護状態への移行を予防するための介護予防ケアマネジメント業務を居宅介護支援事業所へ委託するものでございます。9番地域包括支援センター時間外対応業務につきましては、電話による夜間、休日の相談や問題を関係機関へつなげるなど時間外に発生する相談業務の充実を図るものでございます。10番任意事業、食の自立支援事業業務は、非課税世帯の要介護者に対し、食生活の改善を図りながら在宅での生活支援と見守りを行うことを目的に委託するものでございます。8ページをお願いいたします。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として、繰越金で調

整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出になります。上段の枠の目1介護認定審査会等費、節1報酬、認定審査員等報酬につきましては、介護認定調査員1名が1月末で退職予定でございまして、調査員1名を採用する必要が生じております。介護認定を行うには県の研修受講が必須となっております。1月を研修受講と事務、事務引継の期間として1月分の報酬を追加計上するものでございます。11ページをお願いいたします。11ページから15ページは、給与費明細でございまして今回の人件費補正分の明細を上げております。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第56号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第12、議案第56号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算括弧第6号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第56号、令和4年度あさぎり町水道事業会計補正予算両括弧第6号について提案いたします。第1条令和4年度あさぎり町水道事業会計の補正予算両括弧第6号は、次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくをお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第56号について御説明いたします。まず、2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条令和4年度あさぎり町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費用、補正前の額4億268万2,000円。補正額786万6,000円。計4億1,054万8,000円。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,252万6,000円は、引継ぎ金6,071万円。過年度分損益勘定留保資金2,565万4,000円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額616万2,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款資本的支出、補正前の額5億6,419万9,000円。補正額11万3,000円。計5億6,431万2,000円。3ページをお願いします。債務負担行為、第4条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。詳細につきましては、別途調書で説明をさせていただきます。第5条予算第7条に定め

た経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額4,598万1,000円。補正額46万8,000円。計4,644万9,000円。詳細につきましては、15ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。2目配水及び給水費、節11動力費につきましては、電気料金の高騰により水道施設の電気料金につきまして、当初予定しておりました金額に不足を生じますので、追加計上するものでございます。続きまして6ページをお願いします。令和4年度あさぎり町キャッシュフロー計算書でございます。あさぎり、すいません。令和4年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額1,349万9,000円。最下段の資金期末残高は、5億8,054万7,000円となる見込みでございます。7ページをお願いします。このページから10ページまでは、給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思っております。11ページをお願いします。債務負担に関する調書となります。令和5年4月1日から業務が発生することから、年度内に契約事務を行う必要がありますので計上をしているものです。まず、上から水道施設監視システム情報配信サービス業務は、町内16か所の水道施設の監視情報配信システムの管理を行うものでございます。自家用電気工作物保安管理業務は、町内13か所に設置している水道施設の非常用発電機及び受電設備の保守点検を行うものでございます。水道台帳システム保守業務は、システムにより管路情報を管理するものです。総合行政システムサポート及び機器保守点検業務は、企業会計システムの保守サポート業務と水道メーター検針用機器の保守業務を行うものです。総合行政システム賃借は、水道事業会計システムの賃借を行うものです。量水器検針業務及び水道施設管理業務は、現在の業務が令和5年3月末で終了するため年度内にプロポーザル方式によりまして業者を選定し、管理委託を行うものです。岡原第1配水場塩溶解槽管理業務は、硬度安定化を目的に軟水化装置による処理を行っており週2回の塩投入が必要となる、なっておりますため、計上しております。最後にインボイス制度開始に伴うシステム改修業務は、来年10月のインボイス制度開始に向けた企業会計システムの改修業務となります。12ページをお願いします。このページから14ページにかけては、令和4年度あさぎり町水道事業予定貸借表でございます。このページの1番下の資産合計と14ページ最下段の負債資本合計は、ともに51億6,395万3,154円の見込みでございます。説明につきましては以上です。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第56号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 賛成多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第57号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第13、議案第57号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算括弧第4号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第57号、令和4年度あさぎり町下水道事業会計補正予算両括弧第4号について提案いたします。第1条、令和4年度あさぎり町下水道事業会計の補正予算両括弧第4号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。それでは、議案第57号について御説明いたします。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条令和4年度あさぎり町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出第1款下水道事業費用、補正前の額6億90万8,000円。補正額23万すいません、232万円。計6億322万8,000円。第3条予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,513万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額942万7,000円。当年度分損益勘定留保資金1億9,204万9,000円。引継ぎ金4,350万6,000円。当年度利益剰余金2,015万7,000円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額1億9,466万1,000円。補正額2,650万円。計2億2,116万1,000円。3ページをお願いします。2枠目支出第1款資本的支出、補正前の額4億5,375万円。補正額3,255万円。計4億8,630万円。第4条債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は次のとおり定める。詳細につきましては、別途調書で説明をさせていただきます。4ページをお願いします。第5条予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的建設債、補正前の額1,190万円。補正額2,650万円。計3,840万円。第6条予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額3,109万8,000円。補正額20万7,000円。計3,130万5,000円。詳細につきましては、16ページをお願いします。補正予算説明書の収益的収入及び支出の支出でございます。17ページをお願いします。5目業務費、節10報償費及び節33排水設備助成金につきましては、新築家屋の増加により当初予定しておりました予算に不足を生じますので、10件分をそれぞれ追加計上しているものです。また排水延長分の助成金につきましては、本年度の実績により計上いたしております。18ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入でございます。1目下水道事業債、節1下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債は、歳出で説明をしますマンホールポンプの更新に係る財源となります。その下の球磨川上流域下水道事業債は、県で実施されます流域下水道施設更新を追加、追加補正にて実施されるため、その町村負担金の財源となるものです。19ページをお願いします。資本的支出です。1目污水管渠建設費、節19工事請負費、説明の上段マンホールポンプ2基の改築ですが、免田地区と岡原地区のマンホールポンプがそれぞれ故障しておりますので、改築費用について計上をしております。その下、公共污水ます設置工事費につきましては、新築家屋の増加により今後設置予定分について追加計上をしております。次の目5目流域下水道建設負担金、

節1 流域下水道建設負担金は、県によります下水道処理場汚泥脱水設備の更新。またポンプ場の耐水化工事を補正予算により実施されます。その費用について町村負担金が発生しますので、今回追加計上をしております。8ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3行目の資金増加額4,619万8,000円の減。最下段の資金期末残高5,661万4,000円となる見込みです。9ページをお願いします。このページから12ページにかけて、給与費明細となっておりますので御覧いただきたいと思います。次に13ページをお願いします。債務負担行為に関する調書でございます。令和5年4月1日から業務が発生することから年度内に契約事務を行う必要があるために計上しております。上からマンホールポンプ維持管理業務は、町内46か所の下水道マンホールポンプの維持管理を行うものです。下水道施設監視システム情報配信サービス業務は、マンホールポンプの監視情報システムの管理を行うものでございます。草津山地区浄化槽維持管理業務は、古草城区内の旧草津山地区に設置されております簡易排水処理施設の維持管理を行うものです。総合行政システム機器保守及びシステムサポート業務は、企業会計システムの保守サポート及び検針用機器の保守業務を行うものです。総合行政システム賃借は、公営企業会計システムの賃借を行うものです。ストックマネジメント管理システム使用料は、下水道管路等の台帳システムの使用料及びサポート料となっております。量水器検針業務及び水道施設管理業務は、現在の業務が令和5年3月末で終了するため年度内にプロポーザル方式により業者を選定し、管理委託を行うものです。最後にインボイス制度開始に伴いますシステム改修業務は、来年10月のインボイス制度開始に向けた企業会計システムの改修業務となります。14ページをお願いします。令和4年度あさぎり町下水道事業予定貸借対照表でございます。このページ下段の資産合計、と次のページ最下段の負担資本、すいません。負債資本合計は、ともに106億1,703万2,586円の見込みでございます。説明は以上となります。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を、質疑を行います。質疑ありませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） はい。1点お伺いいたします。ただいまマンホールポンプ関係が出てまいりましたけど46か所のマンホールポンプが設置のようでございますけど、マンホールポンプの更新が出ております。私は維持管理等の債務負担行為もございまして、耐用年数とその維持管理をしたが故にその耐用年数はどれだけ伸びているのか。その維持管理の具体的な方法ですねそのポンプを延命化するような維持管理が出来ているのか。その辺のところは、お分かりでしょうか。

◎副議長（森岡 勉君） 鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。マンホールポンプの更新につきましては今回の2か所ということで、通常のマンホールポンプの管理につきましては、オイルの交換とか、あとわっしゃの交換とかをですね、毎年1か所、全か所をするわけではなくて3年間で1回行うような格好で、今業務委託を行っております。それによって耐用年数が延びるとか、いうことはないんですが、通常運転、通常の運転ができるような状態をつくっていくということで、維持管理業務を行ってもらっております。それとあと、そうですね。今回のポンプの更新につきましては、実際はマンホールポンプ1か所につきまして、2台ポンプが設置してござい

ます。今故障してるか所につきましては1台しか動いておりませんので、常時運転してる状況ですね、もう1台に負荷がかかっている状態ですので今回につきましては、2基とも交換するようなことを考えております。

◎副議長（森岡 勉君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時18分

◎副議長（森岡 勉君） 会議を開会いたします。鬼塚上下水道課長。

●上下水道課長（鬼塚 拓夫君） はい。すいません。耐用年数というところですね、通常の対応マンホールポンプの耐用年数につきましては15年ほどということになっておりますが、ただいまのですね2か所につきましては、免田地区がですね設置後18年、岡原地区が設置後23年、一応経過していることが分かっております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第57号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第58号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第14、議案第58号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算括弧第2号括弧閉じについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第58号、令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算両括弧第2号について提案いたします。令和4年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算両括弧第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それでは議案第58号について御説明いたします。2ページ第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条地方自治法第21

4条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。1番障害認定用機器賃借、2番職員用端末賃借。いずれも障害認定事務において使用するパソコン賃借と情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費、節1報酬、節3職員手当等につきましては、給与改定による会計年度任用職員報酬、手当の増額分でございます。10ページをお願いいたします。10ページ、11ページは、給与費明細でございまして、今回の人件費補正の明細となります。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第58号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第59号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第15、議案第59号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算 括弧第2号括弧閉じについて議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第59号、令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算両括弧2号について提案いたします。令和4年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算両括弧第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,600飛び2万7,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 林高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（林 敬一君） はい。それでは議案第59号について御説明いたします。2ページ、第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。負担行為第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。1番球磨郡介護保険総合ネットワークシステム保守管理業務につきましては、構成9町村のネットワークシステムの保守管理業務でございます。

2番球磨郡介護保険総合ネットワークシステム用機器賃借は、事務局と各町村用パソコンなどの賃借料となります。3番職員用端末賃借につきましては、情報端末利用サービスに伴う債務負担でございます。8ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1繰越金につきましては、今回の補正予算の財源として繰越金で調整したものでございます。9ページをお願いいたします。歳出でございます。目1一般管理費、節1報酬、節3職員手当等につきましては、給与改定による会計年度任用職員の報酬、手当の増額分でございます。10ページをお願いいたします。10ページから14ページにかけて、給与費明細でございまして、今回の人件費補正の明細となります。説明は以上でございます。

◎副議長（森岡 勉君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎副議長（森岡 勉君） 起立多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第16 諮問第1号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第16、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。お諮りします。本件は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 異議なしと認めます。したがって諮問第1号は、御手元に配付しました意見のとおり適任と答申することに決定いたしました。

日程第17 発議第8号

◎副議長（森岡 勉君） 日程第17、発議第8号、監査請求に関する決議案についてを議題とします。本件については、提出者の趣旨説明を求めます。1番、小谷節雄議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） それでは発議第8号、ご説明いたします。発議第8号、令和4年12月9日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会議員小谷節雄、賛成者、あさぎり町議会議員小出高明。監査請求に関する決議案。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第10号第1項及び第2項の規定により提出いたします。監査請求に関する決議。地方自治法第98条第2項の規定により次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。1、監査を求める事項。台風14号豪雨被害に起因した令和4年度あさぎり町水道事業会計における水道の断水等に対する水道料金減免措置、並びに令和4年度あさぎり町下水道事業会計における下水道料金減免措置について。2、監査結果の報告期限。令

和5年1月31日まで。3、監査請求に至る理由。あさぎり町では台風14号の暴風等により甚大なる被害を受け、特に停電断水などライフラインの被災は町民の日常生活に多大な影響を与えた。今回の断水を受け、水道事業特別会計において影響があったと思われる給水地域の受益者に対し、水道料金の減免に関する措置がとられたがその措置の根拠として、あさぎり町水道事業給水条例施行規則施行規程第22条第1項第4号を上げられている。しかし、それに基づく実施要綱等は定められておらず、減免対象者の選定や減免内容など措置の基準等について具体的に明示された根拠と言えるものが存在しない中で、議会に対しての事前の説明等も全くないままでの事務着手がされている。あわせて下水道料金の減免措置についても実施されたが、水道料金と同様に、その根拠となる実施要綱等は制定されていない。これらのことは、水道事業、下水道事業対象区域の全受益者の使用料負担にも影響を与えるものであり、町の公金支出手続としては不適切であり、大きな疑問が残る。よって今回の両事業会計における使用料減免措置について、監査委員の監査を求めることとする。あわせてちょっと付随しまして御説明いたしますが、今回の減免措置そのものが全てが不適切と申し上げているわけではなく、対象区域の選定等自分の自分のところはそういった影響は全くなかったというようなところまで含めての減免措置がなされているところにつきまして、疑問があるということでございますので、そういった意味での監査委員の監査を求めるという意味も込めておるところでございます。以上説明を終わります。

◎副議長（森岡 勉君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、岩本議員。

○議員（2番 岩本 恭典君） ちょっとお尋ねしたいことがありましたので、今回この反対とか賛成とかいう意味じゃなくて、令和2年のですね、7月豪雨の時にやっぱり同じように減免措置がとられたと思っております。それも水道料金、下水道に関しては一部だったと思いますけど、水道料金に関しては、これ全戸あさぎり町全戸、減免措置がとられるていると思うんですね。それらの時のに関しても被害を受けたところとか、被害を受けてないところあの事を調べてるのかっていうのは、それはなかったと思うんですね。今回のそのことで減免措置がとられて結局これが会議にかけられて、採決で通ったということですよ。それを考えた場合に、今回のこととどの部分がちょっと違うのかなあとってそれをお尋ねしたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。ただいま御質問の令和2年度7月豪雨に関しまして、今おっしゃいましたような措置がなされております。この減免措置に関しましては、今回もですが議会の議決事項とはなっていない、行政の執行権の中でされておるわけでございますので、今回の件を踏まえまして私もその部分を確認をいたしました。で、私なりの結論は、実は令和2年度7月豪雨についても同様に、このさっき言いました規定に基づいての実際の実施要綱等が定められていないので、私の判断は令和2年7月の分についても不適切な執行であったというふうな認識を私は持っております。ただし令和2年度のことでございますので、今回はこれそれは扱っておりませんが、今回はそういったことで、いろんな説明もある中で、それは不適切じゃないかというような議論もですね、議会内部の常任委員会全協等であったかと思っております。一部ですね。結論は議会の判断として出てるわけでございますが。そういう経緯もあり、また昨日、1昨日ですか、一般

質問でもですね、同僚議員からこの件については、提起されております。そういったことを踏まえまして、議会内内部でも今回はこういった議論をしております。ですから最終的には、これは監査委員のですね、監査を受けて監査によりまして監査委員の判断をいただくのが、適当ではないか。それが必要ではないかという判断のもとに、今回こういう発議をさせていただいたところであります。

◎副議長（森岡 勉君） ほかにございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。今回ですね議員で監査請求ということでございますけど、議員の議会の常任委員会の権限としまして法109条による所管事務の調査。それから98条に基づく検査という権限を議会は有しております。この権限と、この権限を使ってですね、今回の事案についても調査、検査はできるものと思っておりますが、この我々の議会議員の権限を使わずに監査委員に審査を求めようとする、その違いは何なのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。先ほど触れましたがこの件につきましては、常任委員会、あるいは全協でもそう、全協でもですね。そういう経過報告等も受けまして、議論をなされております。しかしその中で今、議員がおっしゃるそういった議会の検査権を執行して、常任委員会等であるいは特別委員会も含めてですが、そういった議論は沸いてきておりませんでした。私の認識はですね、今おっしゃいました議会の検査権は、地方自治法の第98条第1項に規定されておりますが、その中ではですね、議会の事務検査は、書類を、書類及び検査の検閲または執行機関に対する報告の請求。いずれあるいはその両方、という規定されておまして、実地検査は、含まれておりません。今回のケースは私の認識はですね、そういった例えば議会の検査権を執行しましたときにも、実地検査がですね、必要になっているケースも想定出来ます。ということで、最初から実地検査の実地検査もこの可能である監査委員の監査で調査というか、監査をしていたほうが、よりの確な実態把握、実態調査、そういうものが可能になるというふうな判断をしたところであります。

◎副議長（森岡 勉君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 実態調査、実数を調査してということであるならば実地検査は出来ないという、98条の範囲はですね出来ないとなっておりますけど、今後はやはり今後、水道料金ですね減免あたりについても今後の課題として、その問題を解決するという点においては議会の中に多分そういうこれは109条あたりですね、調査事務調査というか、改善策あたりも議会としてやっぱり今後受けてですね提示するためには、やっぱり議会としても何らかのそういう使命は権限を使ってやるべきと思っておるんですけどそれについて監査委員の請求の中でそういうことができるのか。それについての見識はいかがでしょう。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。仮にこの発議をですね、が決定されたといまして、監査委員に監査請求を行い、当然そこから監査委員さんから、その監査結果の報告があるわけでございますね。その報告に基づいて、当然、その結果により議会はですね、そこにまた判断を伴って今議員がおっしゃる次のステッ

プに進むべきかどうか、そこは監査、今回の監査を監査請求に関して言いますとその監査の結果報告を受けた後に議会として当然ですね、その判断はどういう方向にいくかまだ今の段階で分かりませんが、そこはまたその議会の中で議論をして、次の議会の対応をですね考える、そういった手順になるものと私は想定をしております。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに。7番、豊永議員。

○議員（7番 豊永 喜一君） 7番です。私も小見田議員と同様な質問をさせていただきますが、結局監査請求に委ねるといふ話になりますと、公平・公正に第三者から見てもらうという判断だろうというふうに思いますけれども、片やですね、私は通常であれば常任委員会あたりで議論してですね、それからどうしても結果が出ないときには、そういった手段もあるかなというふうに思いますけれども、そういうことで、一つは、これが議会のですね、責任の放棄につながるのではなからうかというふうな危惧を持っております。その点について、どういうふうに考えておられるか、お尋ねいたします。

◎副議長（森岡 勉君） 小谷議員。

○議員（1番 小谷 節雄君） はい。今おっしゃった部分ですね議会の責務としてどこまでやるかという部分は、確かに議論は分かれるところがあるとは私も思います。ただ先ほどちょっと触れたつもりですが、今回このケースが全く議会の中で、何もなかったわけではなくてですね、常任委員会での報告もあってその中でそれをおかしいんじゃないかというか、すいません表現的にちょっと、そうじゃなかったかもしれません。要するに疑問というか、手順としてどうかとかそういうのはいろいろやりとりあってそれなりの議論がございました。そして繰り返しですが、昨日一昨日の一般質問等でもなされております。そういった中で議会の中で、繰り返しになってしまいますがこれは議会として何らかの調査権、検査権を使ってですね、次のステップにいくべきではないかというようなそういう議論は、私の中ではですね、そういう議論はなかったというふうに思っております関係が1点でございます。それとこれまた繰り返しですがさっき言いました実地検査権、それが無いということで今回のケースはですね、やっぱり私はどうしてもその実際、現地がどうだったのか、要するにどこまでが断水だったのかどうか、そういうのは、現場の確認というかですね、現場の確認が結果的に最終的に必要になってくるというふうに私思っているんですよ。ですからさっき言いましたように、どうしても次のステップに仮に、議会の調査、検査権をですね、使ったの委員会調査等をやったにしても、その部分がどうしてもまだはつきりしない部分が残ってしまう。そういうのもちょっと私は一つの懸念材料と申しますか、そういうふうに思っております。これ先ほどの質問と同じことを言ってるか知りませんが、そういうことを含めましてですね、今回のケースは、今のタイミングでですね、監査委員さんへの監査請求で、早く次ステップに行ったほうがいいんじゃないかというふうな判断を私はしたところでございます。

◎副議長（森岡 勉君） ほかに質疑ありませんか。なかですね。

（「なし」の声あり）

◎副議長（森岡 勉君） 提案者は自席のほうへお帰りください。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎副議長(森岡 勉君) 起立多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第18

◎副議長(森岡 勉君) 日程第18、議会活性化調査特別委員会の報告についてを議題とします。委員長の報告を求めます。橋本委員長。

◎議会活性化調査特別委員長(橋本 誠君) 議会活性化委員、調査委員会からの報告をいたします。令和4年12月9日、あさぎり町議会議長徳永正道様。議会活性化調査委員会委員長、橋本誠。委員会中間報告書。本委員会に付議された審議中である町長と議会議員の同時選挙についての報告を会議規則第43条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。議会活性化調査特別委員会中間報告。町長と議会議員との同時選挙については、議会活性化調査特別委員会での大きなテーマとして検討してきた。委員会では、町長と議会議員の同時選挙の調査を、の充実を図るため、学識経験者を招いて意見を聞いた。委員会での質疑では、委員から次のような意見が出された。賛成意見として、短期間に町長と議員の2度の選挙を行うことは自治体にとって選挙費用がかさむ。有権者にとって時間的、経済的な負担が減り、結果として投票率の上昇が期待できる。反対意見として、議員選挙時には、有権者は4年間という任期を議員に託して活動してもらうよう投票しているのであり、託された任期を議員自らが途中で放棄するようなことはすべきでない。今後、町長が任期途中で辞職するようなことがあれば、また議員選挙と選挙日が離れ、同時選挙がなくなると、なくなってしまう可能性は排除出来ない。次期の町長選挙、令和5年4月までの期間に鑑み、令和4年12月8日に本委員会において結論を出すことにした。町長と議会議員との同時選挙は、議会の自主解散にしなければならない議員の5分の4括弧11人の賛成が必要となる。賛否を無記名投票で問うた結果、賛成少数のため委員会としては、同時選挙を行わないことと決定した。令和4年12月9日、議会活性化調査特別委員会委員長、橋本誠。

◎副議長(森岡 勉君) 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 質疑を終わります。委員長は自席にお帰りください。以上で、議会活性化調査特別委員会の報告を終わります。

◎副議長(森岡 勉君) お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(森岡 勉君) 異議なしと認めます。したがって、条項字句数字その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎副議長(森岡 勉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平和4年度あさぎり町議

会第8回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二君） 御起立ください。礼。

午後3時49分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 3 日

副 議 長 森 岡 勉

署名議員 岩 本 恭 典

署名議員 難 波 文 美